

会 云 報

Vol.47
2014.1

KOCHIKEN TOCHIKAOKUCHOUSASHIKAI



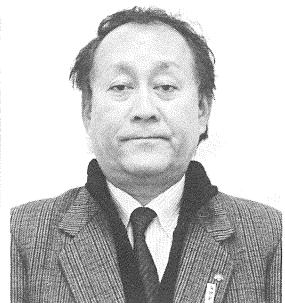
高知県土地家屋調査士会

CONTENTS

新年のご挨拶 ●会長 谷相 恒行	1
新年の御挨拶 ●高知地方法務局長 堀 楠雄	3
新年のご挨拶と公益法人の今後の展望	
● 公益社団法人 高知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会 理事長 泉 清博	5
新年のご挨拶 ●高知県土地家屋調査士政治連盟会長 南 茂	8
理事長職を終えて	
● 公益社団法人 高知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会 前理事長 萩田 雅夫	9
平成 25 年度 表彰受賞者	10
新入会員挨拶	12
新年のご挨拶 ●副会長 三田 哲矢（日本土地家屋調査士連合会 理事）	16
各部からの今年の抱負	
● 総務部／社会事業部／財務部／業務部／研修部／広報部／境界問題 ADR センターこうち	17
『境界ドクター』論 ●西森 裕保	23
高知県土地家屋調査士会 平成 25 年度（第 64 回）定時総会議事録	27
法第 14 条地図作成作業、地籍調査作業の報告 ●広報部	35
平成 25 年度 14 条地図作成作業に参加して ●高知支部 石村健一	37
平成 25 年度 仁井田地区の一部地籍調査作業に参加して ●小川龍明	39
午年生まれのアンケート	40
特集 いつの間にか「うつ」になっていませんか？	
● 高知ハーモニー・ホスピタル 精神神経科 川渕 優	43
悲願の初優勝 ●財務部長 田中 周	56
行事日程／事務局だより	59

新年のご挨拶

会長 谷 相 恒 行



明けましておめでとうございます。

会員の皆様におかれましては輝かしい新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

昨年は役員改選において会長職の拝命をうけ新役員ともども会員各位のご理解ご協力をいただき県内外への会合、関係団体主催の法律相談会への参画等行ってまいりました。

とりわけ制度発足時より法務局と協議を行ってまいりました、筆界特定とADRセンターこうちとの連携については、法務局と連携要綱の締結が実現いたしました。

このことは両制度が国民の皆さんにとって利用しやすくまた紛争解決の方策として広く認知していただくために必須であると考えます。

井上センター長による法務局担当職員への研修会の開催実施を終え、本年度は、筆界特定についての法務局担当者による研修会を行います。多数の皆さんの参加をお願いすると同時に連携について現実味のあるものにしていかなければならないと認識いたしております。

筆界を表現する正確な地図を整え登記所に備える努力を続けましょう！

一方オンライン申請に関しては今春認証局の移行が決定しております。連合会の会報等でも案内されておりますが、今後の同制度の活用についてご理解と実行を期待します。

次に業務拡充施策についてであります。

現在実施している登記無料相談会での相談者への対応についてでありますが、今後担当者において業務受託可能となるよう実現に向け検討して参りたいと考えております。

この件につきましては、会員各位の各種研修会等への参加実績とそれに伴うCPDの有効活用とリンクして対応していきます。

また昨今の少子高齢化に伴い我々土地家屋調査士の重要な業務である隣接地との境界確認等にお

いて、不在地主などの問題において難航しているに鑑み、境界管理業務の在り方についてその具体的な方策について、連合会での会議等を踏まえ情報収集を行い検討を行っていきます。

次に公団協会、政治連盟との連絡協調についてであります。

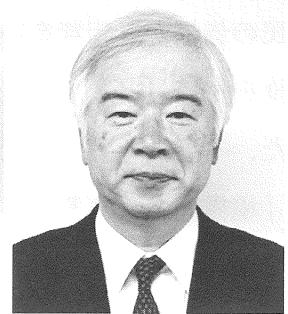
公団協会とは地図作成・地籍調査事業等への全面的支援・政治連盟においては、制度充実発展と行政と我々土地家屋調査士業務についての問題点について議員の先生方との勉強会を通して啓発と提案を行って参ります。

そして本年も隣接関連士業団体、関係行政団体等の皆さんとの連携を大切に、役員一同心をひとつにして、会の発展と安寧のため微力ではございますが邁進する所存でございますので、一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に会員の皆様方にとってこの一年が幸多き年となりますことを祈念いたしまして新年のご挨拶といたします。



新年の御挨拶



高知地方法務局長 堀 楠 雄

新年明けましておめでとうございます。平成 26 年の年頭に当たり御挨拶を申し上げます。

高知県土地家屋調査士会及び会員の皆様には、お元気で新しい年を迎えたこととお慶び申し上げますとともに、役員の方々をはじめとして、会員の皆様方の献身的な御尽力により、土地家屋調査士制度が大きく発展されていることにつきまして、心から敬意を表します。

また、会員の皆様には、平素から不動産登記制度の適正かつ円滑な運営につきまして、深い御理解と格別の御協力を賜りまして、厚くお礼申し上げます。

年頭の挨拶に際しまして、高知地方法務局が実施している表示登記事業について、一端を申し述べさせていただきます。

まず最初に、登記所備付地図作成作業についてであります。

平成 25 年度は高知市西塚ノ原の全部、口細山、鳥越の各一部の地域について、合わせて 0.35 平方キロメートル、2,302 筆を対象に実施しており、作業の進捗状況につきましても、順調に進んでいるところです。また、平成 26 年度は、高知市南久万、北八反町の全部、中久万、中万々、万々の一部地域での地図作成作業の実施を予定しております。

この事業は、高知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会と協力して実施しております。引き続き、円滑な事業の実施について御協力をお願いいたします。

次に、筆界特定制度についてであります。

筆界特定制度につきましては、平成 18 年 1 月 20 日から施行され、当局においても、これまで多くの筆界特定事件を処理しております。

この筆界特定の事務処理では、貴会所属の多くの筆界調査委員の方々に多大な御尽力をいただいているところです。

今後とも、国民の皆様に利用していただくため、筆界特定制度の P R を図り、標準処理期間での処理を進めてまいりたいと思いますので、引き続きの御支援・御協力をお願いいたします。

次に、全国の法務局で実施している「全国一斉！法務局休日相談所」についてであります。

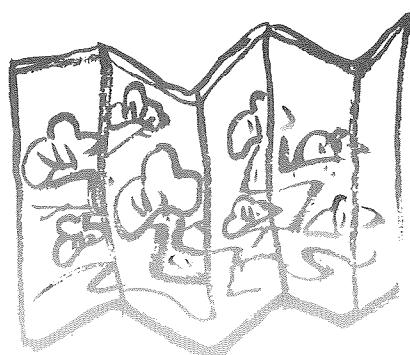
「全国一斉！法務局休日相談所」につきましては、当局においては本局及び各支局において毎

年開催しているところであり、昨年10月6日（日）に開催の相談所におきましても、多くの地域住民の皆様から相談をいただいたところです。同相談所の開催につきましても、貴会から会員の皆様を相談員として派遣していただいているところであり、心から感謝申し上げます。

また、本局において前記相談所と同時に開催しました「土地の境界問題無料相談所」では、貴会の「境界問題ADRセンターこうち」に多大な御協力をいただき、多くの相談が寄せられたところです。

個々の不動産の表示に関する事件処理はもちろんですが、表示登記分野における諸事業を円滑・着実に進めていくためには、貴会及び会員の皆様と当局との連携・協力関係が必要不可欠ですので、本年も引き続きよろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、高知県土地家屋調査士会のますますの御発展と会員の皆様方の御健勝と御多幸を祈念いたしまして、新年の御挨拶とさせていただきます。



新年のご挨拶と 公益法人の今後の展望

公益社団法人 高知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会
理事長 泉 清 博



明けましておめでとうございます。

昨年11月末をもって特例民法法人は、公益法人か一般社団法人の道を選択が完了し、我々の所属する全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会の全国の公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下、「公嘱協会」という）の内、一般社団への道を選択した函館協会と申請中で認可の降りていない広島協会、奈良協会以外の公嘱協会は公益法人への移行が完了しています。（平成25年12月20日現在）

わが高知協会は一昨年5月に全国5番目に内閣府認可の公益法人となり、昨年8月30日の社員総会に於いて任期満了に伴う役員改選が行なわれ、新しい体制がスタートしました。

関連他業種のほとんどが公益法人を選択せずに一般社団法人となったことでもわかるように、公益法人として認定されることは非常に困難だと言われていたのですが、前執行部の努力により公益性が内閣府に認められ、その理事長としてバトンを引き継ぐ事ができました事は、大変晴れがましくもあり、改めて引き継ぐ責任の重大さを痛感するものです。

年頭のご挨拶とともに、公益法人になった公嘱協会の状況報告と今後の展望をすることにいたします。

○公益法人移行による意識改革

公益法人は、自らのガバナンス（統治能力）とコンプライアンス（法令遵守）を保ちながら不特定多数の公益に資する活動を実施して行かなければなりません。公嘱協会は、事業者団体のように来た仕事を社員で分け合うという所属社員だけの利益を考える団体であってはならず、自らが事業者として事業を実施し、得られた利益の半分以上を不特定多数の市民の利益となる公益活動に使わなければなりません。公益事業を行わなければ、将来、主務官庁である内閣府より調査を受けて公益法人として不適切と判定され、解散させられる事となります。

○入札の状況について

ところで、ご承知の通り官公署は入札の推進をしています。国及び地方公共団体の契約は原則として一般競争入札で行なわなければならない事が会計法第29条1項で定められており、公益法人だからと言って随意契約で契約してもらえるという訳ではありません。

ですから、事業を実施するには公団協会も入札に参加する必要がありますが、公団協会の単価は公表されており、入札でこれと異なる単価を出す事は自分で決めた報酬額運用基準を自ら破棄することになってしまいますし、と言って運用基準どおりでは他の応札者に協会が幾らで入札するか教えるようなもので、公正な入札とは言えない事となってしまいます。

いずれにせよ公益法人が営利を追求する団体と一緒にになって『取った、取られた』というような叩き合いをするべきでは有りませんし、採算を度外視して安価に入札した場合、公益事業を行う原資が少なくなりますので事業費率が50%割れをしてしまい、公益法人として存続する事ができなくなります。

ですから、我々公益法人が今後も業務を受託して行くには、廉価を争うのではなく公益事業を実施する為の原資を確保するため、業務の付加価値、信頼性を柱として提案を行なって行く必要があります。

○発注見込みについて

この半期の業務状況を判断すると、幸い南海大震災関連と14条、地籍調査により今年度の受託は目標を達成できる見込みです。しかし、それ以外の発注自体が2割程減となっており、県外からの入札参加者が増えている事から、今後は受託自体がさらに厳しいものとなる事が予測されます。ですから、発注官公署にとって今以上に魅力と信頼のある業務処理をしなければ益々厳しくなってくるでしょう。まだ体力のある今のうちに業務の中で実施する公益事業を実践して市民や官公署に啓発していくかなければなりません。

○業務処理について

前述のように我々は公益法人として発注業務以上の付加価値と信頼性を柱として提案を行なうのですから、肝心の成果品が見劣りするものであってはなりません。

その上、市道編入作業の様に各自が成果品を提出した時、その成果にはばらつきがあつては事業者とは言えません。そこで、事業者としてばらつきのない成果品作成のため、総務部で標準フォーマットを作成中です。

公益法人移行の際に事業者として成果品のチェック体制が整っているかも審査されており、今後もそれが検査の対象となるとの事ですので、社員各位には尚一層の努力をお願い致します。

○終わりに

新年には合わない厳しい話題となりましたが、逆境を好機と前向きに考え、一つ一つ公益事業を実施していく事こそが協会の発展に繋がるものです。我々の協会のみが成しうる公益事業の戦略を考え近く関係官公署に提案する予定ですが、市民に公嘱協会の必要性が認識され官公署からもより信頼される組織となるよう努力していく事をお約束して新年のご挨拶と致します。



新年のご挨拶

高知県土地家屋調査士政治連盟 会長 南 茂



新年明けましておめでとうございます。

会員の皆様には、政治連盟に御理解、御協力を頂き感謝申し上げます。

先の参議院選挙では自民・公明の圧勝により、しばらく続いたねじれ国会は解消されましたが、年金、消費税、震災復興、教育等様々な問題があるなか、我々国民の生活が良い方向に向いていく事を期待しております。

アベノミクスの三本の矢でもってデフレ脱却を謳い、2020年東京オリンピックの開催も決定し、徐々に経済活動は上向いているようにも見えます。

そういった波及効果が私ども地方の土地家屋調査士にも実感できるくらいになるよう期待しております。

全調政連では現在、総務委員会、制度対策委員会、組織強化委員会の三つの委員会でもって活動しており、活動内容は全調政連ニースにて皆様にメールをお届けしていますので各々の活動内容は掲載しませんが、それぞれ土地家屋調査士制度の充実・発展のために努めています。

我が県では、先に来る南海大震災の備えとして津波関連の公共事業が増えているように聞かれます。不動産価格の暴落、一般不動産取引の減少に伴い受託事件が減少しているなか、公共事業の受注が大切なものとなっており、我々の業務にも多少関連する分野もあり益々の期待をするものです。

公共事業入札に他県調査士法人が参入しつつあるようですが、地域の慣習を熟知しない物が落札するのは如何なものかと危惧しております。発注官庁の事情もあるとは思いますが、そのあたりの改善を要望していかなければならぬと思っております。

政連は活動予算も皆無で、活発な活動が出来ませんが本会、協会とともにより良い土地家屋調査士、調査士制度の発展を目指し頑張って行きたいと思っております。

皆様の御健勝、益々のご発展を祈念し、新年のご挨拶といたします。

理事長職を終えて

公益社団法人 高知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会 前理事長 萩 田 雅 夫

昨年8月公嘱協会の定時総会その後の理事会において、理事長の職を泉清博新理事長に引き渡すことができました。理事長を引き受けたいきさつについては記憶にあります、それがいつだったか、何年続けたのかについては定かには覚えておりませんでした。事務局によると14年間だそうです。これほど長くやれたのは、支えてくれた歴代の役員の方々、協力いただいた社員・会員の皆様のおかげだと心から感謝しております。

この14年の間に、法務局の地図作成作業は、17条から14条に変わり、随意契約で受託していたのが一般競争入札に移行しはしましたが、ずっと途切れることなく私ども公嘱協会が受託し、業務を継続してきました。平成17年度からスタートした高知市の地籍調査も、もっとも重要なEH工程の作業を毎年受託し、多くの実績を積み上げ、他の市町からも注目されるようになっております。これら大規模な地図作成作業は、県内大半の土地家屋調査士が所属する公嘱協会にとって、もっとも重要な事業であると考え取り組んできました。しかしながら、長期間にわたる作業等により、担当する社員には大きな負担を強いているのも事実です。私も地図作成室担当理事として残らしていただいておりますので、担当社員の負担軽減、効率化について一緒に考えて行きたいと思っております。

さて、理事長の職を終えて変わったこと。まず電話、メールの数が大きく減少したことの快感!「あれはどうします?」「これはどうしましょう?」なんてせかされることのない爽快感!高知市から長寿手帳なんものを送られてくる年齢になると、やはりゆとりある生活を送りたいと思う。

何にでも突っかかったりせず、怒りっぽくもならず、謙虚になろうと思っているときに読んだ本の中『「最先端」だと図に乗りたくない。PC(原文は電気)が何かもわかっていない者が、PC製品を使っています。江戸時代の方が家にホームステイしたら、1カ月で追いつかれる程度のことです。全てが止まれば、私も止まります。』とあった。文明人だと思っているが、指がどこをさわればよいか、どこを押せばよいか知っているだけ。

謙虚さが大事。われわれの仕事でも同じ。大変な受験勉強をし、周辺法律専門職として業務に研鑽してきた知識が、一般の人に勝るのはあたりまえ。自慢することじゃない。依頼人や地権者を冷静に説得して納得してもらわなければ、一度自分の能力を振りかえってみることも必要かもしれない。

一時注目を浴びた体罰にしたって、問答無用私は言葉で人を納得させる能力がありませんと自白しているようなもの。確固たる信念なんて、ひょっとしたら単なる独りよがりかもしれない。

訥々とした話し方、稚拙な文章でも、この人勉強しているなどという説得を感じることがあるものです。専門家たる者、口下手です、文章表現が下手ですなんて…そのうちそんな調査士いらないと言われるかも。一般の人を代理して業務を行う職業、難しい理屈だけ身につけても駄目と、この齢になってつくづく思うこの頃です。

平成25年度 表彰受賞者 受賞おめでとうございます

黄綬褒章受章

大石 義和（高知支部）



大石義和様、この度の黄綬褒章の受章、誠におめでとうございます。

長年にわたって土地家屋調査士業務に精励され、また会長旧任の際には 土地家屋調査士の地位向上と制度確立に尽力された事は、我々の知るところです。一会员として御礼申し上げます。

授賞を機になお一層の飛躍を遂げられますようお祈り申し上げます。

〈 広報部一同 〉

高松法務局長表彰

表彰規程第2条第1号

中西健三（高知支部）

日本土地家屋調査士会連合会表彰伝達

顕彰規程第4条

門脇茂利（東支部）

濱田一代（東支部）

顕彰規程第5条

加藤敏仁（高知支部）

土地家屋調査士会四国ブロック協議会会長表彰

顕彰規則第4条第1項第2号

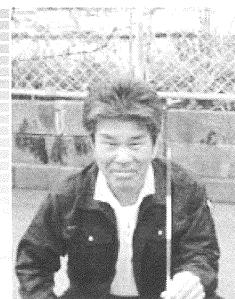
金田敏幸（東支部）

この度の受彰、心よりお祝い申し上げます。

益々の飛躍をとげられますようお祈り申し上げます。

新 入 会 員 挨 捶

高知支部 下 村 貴 之



今回こういった新入会員挨拶の機会を与えてくださいましてありがとうございます。

先ずはこの紙面をお借り致しまして、東川正弘先生並びに今までお世話になりました皆様に心より御礼申し上げます。本当にありがとうございました。

思い起こせばまだ昭和の時代、東川先生に就職のご紹介をしていただいたときに初めて土地家屋調査士という仕事を知りました。当時は土地家屋調査士の先生は雲の上の存在で、自分で真剣に勉強して資格を取ろうという考えがありませんでした。

しかし今思えば、それは「目標を決めて努力をする」という最も大事な事に気づいていなかったのです。そんな人間はだいたい行く先は決まっています。7年前に1人でどこまで出来るかやってみたい等と、もっともらしい理屈を付けてお好み焼屋をやりはじめました。当然商売はそんなに甘いわけではなく、わずか2年であえなく閉店となりました。

自分でまいた種とはいえ、何のとりえも無い50男に良い就職先などあるはずもなく途方に暮れていたときに又々東川先生が手を差し伸べて下さいました。

それからは、さすがにこんな馬鹿な私でも心を入れ替えて勉強をする事に何の迷いも躊躇もありませんでした。それよりも勉強出来る事の幸せを感じていました。

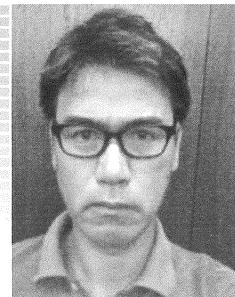
平成24年、5回目の挑戦で何とか合格をすることができ、平成25年2月20日に高知県土地家屋調査士会に入会させていただきました。

まだまだ未熟者ですが、先輩の皆様を見習いまして不動産に係る国民の権利の明確化に寄与するため常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通して、公正かつ誠実にその業務を行わなければならない事を忘れることなく一生懸命に頑張りたいと思つおりますので、何卒ご指導ご鞭撻のほど宜しくお願ひ致します。

甚だ簡単ではありますが、新入会員の挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございます。

新 入 会 員 挨 捶

高知支部 田 岡 拓 次



平成 25 年 5 月に土地家屋調査士会に入会させて頂きました田岡 拓次です。

長きに渡り補助者として勤務しておりましたが、周りの皆様より叱咤激励を受け平成 24 年の試験において運良く合格することができました。皆様方には本当に感謝しております。

ここに来るまではいろいろ寄り道、回り道をしたと思います。その間には不動産登記法の改正もありました。登記申請書も縦書きから横書きになりました。閲覧もバインダーからコンピューターになり申請もオンライン申請になるなど随分様変わりしました。

世の中は変わっているのに自分だけは変われずにいたんだなと切に思いました。

しかしもうそんな感慨にふけてはおれません。これからは土地家屋調査士として自分の名において全ての事をやらなくてはいけません。責任の重さがありますが、この土地家屋調査士の業務はそれを上回るやりがい・達成感があるので自分の仕事が少しでも社会に貢献できるであればこの上ない喜びです。

今年から早速に地籍調査事業に参加させて頂き先輩の皆様方にはいろいろとご指導頂き感謝しております。

最後になりますが口述試験の時に土地家屋調査士法の第 1 条と第 2 条を必死で覚えましたが、そこに書かれているとおり地家屋調査士の使命を忘れずに知識と技術の向上に努め初心を忘れずに精進したいと思いますので、何卒ご指導ご鞭撻のほど宜しくお願いします。

新 入 会 員 挨 捶

東支部 橘 秀明



平成 25 年 5 月に高知県土地家屋調査士会に入会しました、橘秀明です。

趣味はサーフィン、山登り、キャンプと外で遊ぶ事が大好きな、明るいだけが取り柄の 33 才です。

私は高知工業高校土木科を卒業した後、測量コンサルに 2 年間、建設会社で 10 年間お世話になり、長い間土木工事の現場監督の仕事をしてきました。

平成 23 年の 4 月に土地家屋調査士橋本隆行事務所の新聞求人を見て、当時このまま土木の仕事を続けていく事に将来の不安があった為、応募し入社するはこびとなりました。

面接の時に 3 年で土地家屋調査士の資格を取得すると、橋本先生と約束したのですが、土地家屋調査士の仕事についても、資格についても何も分からぬ状態で、最初は慣れない仕事と、初めてする勉強にと忙しい日々を送りました。

1 年経ってようやく少し仕事にも慣れ、試験予備校に通いながら少しずつ受験生として実力を付け、念願かない平成 24 年度の土地家屋調査士試験に合格することが出来ました。

まったく経験のない 30 代の素人の私に仕事を教えていただき、土地家屋調査士として仕事が出来る様に導いて頂いた橋本先生には本当に感謝しております。

入会してからは、高知市の地籍調査事業や航空局の業務などに参加させて頂き、優しく親切な諸先輩方との仕事の中で色々なことを学ばせて頂いております。

この仕事に係って 2 年半とまだまだ経験・知識共に乏しいですが、土地家屋調査士としての使命と責任を持ち日々精進していきたいと思いますので何卒ご指導ご鞭撻のほど宜しくお願ひします。

最後に私事になりますが、昨年の 5 月に入籍し、11 月に新しい家族がまた一人増えました。これからは家族の為にも益々頑張って仕事に励みたいと思っております。

下手な文章を最後まで読んで頂き、どうもありがとうございました。

新 入 会 員 挨 捂

高知支部 松 坂 諭 志



平成 25 年 3 月 11 日に土地家屋調査士会に入会させて頂きました松坂諭志です。

私はこの業界に入る前は、県内の会社で統計や調査の仕事をしておりました。

以前の仕事は、ほとんどが社内で外での仕事はあまり無く、体を動かす事がしたいと思っていました。そんな時義父がきっかけで、土地家屋調査士という仕事を知りました。

義父の「内と外の仕事が半々で、とてもバランスのとれた仕事だよ」という言葉に心が躍り、これだ！と思い、補助者をへて、資格取得に至りました。

今年、市道編入や西塚ノ原・口細山の 14 条地図作成業務で作業させていただき、段取りの仕方、立会の仕方、境界標の設置の仕方、測量の仕方等、先輩方からたくさんの事を勉強する毎日でした。

一般事件でも、知識不足を痛感する毎日で、日々の研鑽の大切さを身にしみております。

経験や知識などすべての面で未熟ではありますが、日々研鑽し皆様から信頼・信用される土地家屋調査士になりたいと思います。

ご指導、ご鞭撻のほど宜しくお願い申し上げます。



新年のご挨拶

副会長 三田 哲矢
(日本土地家屋調査士連合会 理事)

新年明けましておめでとうございます。

昨年は四万十市が国内観測史上最高気温を記録し猛暑が続きましたが、その反動か寒さが近年より一層厳しい感じがしております。会員の皆様におきましてはいかがお過ごしでしょうか。

昨年度は西森前会長のもと副会長として研修部と社会事業部を担当させて頂いておりました。本年度は谷相会長のもと同じく副会長として、四国ブロック協議会の推薦を得て日本土地家屋調査士会連合会（以下「連合会」）の理事を拝命させて頂きました。連合会においては、社会事業部に配属され活動させて頂いております。

理事として活動させて頂くなか実感したのは、単位会の規模・地域性が、同一資格である調査士に大いに影響を与えている事です。例えば高知会の会員数より他県の支部会員数が多い所が多数有ります。これら支部においては、支部内に総務部等の部を持ち活動しており、支部独自の研修活動が、地方の単位会に匹敵するものであったりします。予算の厳しい単位会においては研修活動を行うのにも苦労されおり、調査士としての機会の均等性が問われるところであります。気候による地域性は、調査士業務の繁忙期へ大きく影響し、結果として特別研修の開催時期等にも影響を与えております。また首都圏と地方とにおいては、業務における登記や公共嘱託への割合にばらつきが見られ、それらが業務に対する考え方の相違へと繋がっている様にも感じられます。

四国ブロック選出の理事と言う事を考えれば、地方の実情を中央に如何に届けるかと言う事を念頭に考えなければなりませんが、反面、連合会の理事としては如何に土地家屋調査士の為になるかを考え事が第一目標となります。調査士全体の為と地方の為とが、必ずしも同一にならないのが非常に悩ましいところです。

現連合会執行部としては、登記業務のみを主軸とするのではなく、新たな業務を開拓し、競争力のある調査士を目指し、国土調査法第19条第5項の活用・不在地主の筆界確認業務や筆界管理業務への取り組み・ADRセンターや認定調査士の活用等々、テーマごとに積極的な取り組みを行っております。

本年度は、各単位会50会全てにADRセンターが設立された事から、「境界紛争ゼロ宣言」を主題として調査士サミット開催も検討しております。今後の調査士の方向性を、できる限りたくさんの会員の皆様からの意見を頂き、打ち出して行きたいと考えておりますので開催が決定されたらご協力をお願い致します。

未だ連合会理事として右往左往しているところではありますが、地方の生の声を連合会に伝えていきたいと考えておりますので、何かありましたらお気軽にお声がけよろしくお願ひいたします。

各部からの今年の抱負

総務部　社会事業部　財務部　業務部　研修部　広報部　境界問題ADRセンターこうち

総務部から

副会長（総務部長） 小笠原 哲 輔

明けましておめでとうございます。

昨年、谷相新会長より次世代にバトンタッチをする手伝いをしてもらえないだろうかと、熱い熱いご要望をいただき、一度、執行部から退いた身ですが、不肖ながら総務部をお受けいたしました。役務上、いろいろなたとお会いする機会が増えましたが、お話をする度、土地家屋調査士の未来に明確な展望を持たれ行動を起こされている仲間達に感心し刺激を受ける毎日です。

総務部は、一般のかたから調査士会にくる苦情、問い合わせ等にも対応しています。最近、その件数が増加しているように感じています。

苦情等の諸端は、調査士の説明不足やちょっとした言葉の行き違いなどが多いように思われます。小さなことでも初期対応を誤れば倫理問題にも発展し懲戒処分の対象となるケースも見受けられます。是非、倫理の研修会に参加され予防技術を学んでいただきたいと思います。

最後に総務から一点ご報告をさせていただきます。

現在オンライン申請の際、ICカードを使用しておりますが、この方式は平成27年3月中旬を目処に廃止され新しい電子証明書の取扱いに変更されます。

これは認証局が日調連特定認証局からセコトラストシステムズ（株）が運営するセコムパスポート for G-IDに認証局が変更されるためです。

研修会等で細かい説明をさせていただく予定ですが、日調連会報11月号にも掲載されています

ので一読をお願い致します。

昨年は、記録的猛暑や大型台風来襲で大変な一年でした。毎月ごとに100年に一度の異常気象がどこかで発生しているような感覚です。今年はせめて天候だけでも平穡であることと、皆さんと共に楽しい一年であることを祈念いたします。

社会事業部から

副会長（社会事業部長） 山崎亮介

新年明けましておめでとうございます。

本年度は役員改選がありました。引き続き、副会長という大役を仰せつかり、谷相会長の下、新たな執行部にて活動を始めましたが、気付けばあっという間に新年を迎えることとなりました。昨年は何かと忙しく（懐具合とは比例しませんが…）、時の経つのもあっという間に感じられました。

さて、社会事業部の活動のひとつとして、昨年度では実現できなかった筆界特定とADRとの連携について、本年度では局側の対応も大きく異なり、とんとん拍子に話が進み、「筆界特定制度と土地家屋調査士会ADRとの連携に関する連絡協議会設置要綱」が締結されました。これにより、法務局と本会が主催するそれぞれの無料相談会には相互に相談員の派遣を行い、また、法務局職員にADR及び境界センターについて理解を深めてもらうための研修会に講師を派遣したりと、法務局との連携が活発になりました。境界センターを広く一般の方たちに周知するための心強い支えとなつて頂いたようで、認定土地家屋調査士の活躍

の場が広がることを大いに期待したいところで

す。

本年度からは執行部は本会の活動だけでなく、四国ブロック協議会という組織の担当会となり、そちらの運営も加わりました。日調連及び四国の単位会との交流の場を2年毎に持ち回りで担当するのですが、昨年7月29日にその担当会が徳島会から当会に引き継がれました。今までにオブザーバーという立場では参加はしていましたが、今回は事務局長という大役も分不相応にもかかわらずあてがわれ、毎日の様に頭を悩ませる日々を送っております。色々な行事の段取りや日調連との連絡調整など、想像以上に気を使うことが多く、担当会とそうではない会では天と地ほどの違いがあることをさまざまと思い知らされました。四国ブロック協議会の主な活動としては新人研修会、土地家屋調査士特別研修、ADR認定土地家屋調査士活用支援のための研修会などがあります。どれも重要なことなので、上手く運営できるよう頑張りたいとは思いますが、皆さんの協力も必要です。特別研修を受講されていない方は次の機会には是非とも受講をお願いいたします。研修会、総会等には積極的な参加を是非ともお願ひいたします。

昨年までの4年間は広報部長として会報作成に携わっていましたが、毎号、原稿依頼には新年の挨拶をお願いしているにも関わらず、肝心の会報を皆さんのお手元に届ける時期には旬を通り過ぎて、春近い状態となっていました。今号はそのような事の無いように広報部長並びに広報部員の方たちが一生懸命作り上げてくれました。私も一読者としてこの会報を旬の内に拝読したいと思います。

それでは、本年も宜しくお願ひ致します。

【参考】

筆界特定制度と土地家屋調査士会ADRとの連携に関する連絡協議会設置要綱
(目的)

第1条 高知地方法務局と高知県土地家屋調査士会とは、筆界特定制度と境界問題ADRセンター

こうちが行う土地家屋調査士会ADRの利便性を向上させ、利用者の総合的な満足度を高めていくために連携を図ることを目的として、本連絡協議会を設置する。

土地家屋調査士会四国ブロック協議会会則

(目的及び組織)

第2条 本協議会は、日本土地家屋調査士会連合会(以下「連合会」という。)会則第27条第1項の規定に基づき高松法務局の管轄区域内に設立された四国4県の土地家屋調査士会(以下「単位会」という。)をもって構成し、土地家屋調査士法第47条第2項の目的達成のため、必要な連絡協議及び調査研究を行い、連合会並びに単位会の発展に寄与することを目的とする。

土地家屋調査士法

(設立及び目的等)

第47条第2項 調査士会は、会員の品位を保持し、その業務の改善進歩を図るため、会員の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的とする。

財務部から

財務部長 田 中 周

新年あけましておめでとうございます。

会員の皆様におかれましては、日頃より会務の運営にご協力いただき感謝申し上げます。

さて、本年度より、財務部長という重職を任せられておりますが、何せ、財務部員も経験した事のない、私が、いきなりこの様な重職につきまして、何をやったら良いのか全く分からないにもかかわらず、日々、会の日常業務は肅々と進んでいき、様々な支出についてのチェックをしなければならず、また、毎月の収支報告書にも目を通さなければならないという状況であります。幸いにも、過去の仕事の関係より、日商簿記2級、建設経理事務士2級の資格は取得しており、経理について、

多少明るい事が役に立っているのではないかと考えています。

本年度は、前執行部の立てた予算が、忠実に執行されているのか、予算の範囲で収まっているのかという事をチェックするといった事しかできませんが、これからは、会員数の減少、会員の受託総報酬額の減少に伴う会の総収入の減少といった事を考え、将来の土地家屋調査士像を想像し、また、会の運営の詳細なことも勉強しながら、予算というものについて考えていきたいと思っています。巷では、会員数が減少し、会の収入が減れば、会費の値上げをといった乱暴な議論も聞こえてきますが、私はそうではないのではないかと考えています。まず会の方から身を削り、皆様の協力のもと経費削減に努めて行く事が重要であり、例えば、会の組織自体の縮小、会費の引落徴収による事務量削減、事務員の残業量の縮減などといった緊縮財政に努め、会費の値上げなんていうことは、最終の手段であると考えています。因みに、これは、私の私的見解であり、実際に、その様な議論が行われているという事ではありませんので、お間違えのない様お願いします。とにかく、緊縮財政の為に、何かをしなくてはならないという事は間違いない事かと思います。その、何かを、これから財務部員一同と考えていきたいと考えていますので、その節には、皆様のご協力をよろしくお願い致します。

新年早々、暗い話で申し訳ありませんでしたが、初めて執行部に入り、会長職という仕事の大変さを初めて、身近に肌で感じており、微力ではありますが、会長の力になりたいと思って会務を務めさせていただいておりますので、これからも会員の皆様の、ご協力と、ご指導をよろしくお願い致します。

業務部から

業務部長 田岡 孝浩

謹んで新年のお慶びを申し上げます

平成 26 年、バブル崩壊から約 20 数年です。

会員の多数が感じているバブル崩壊以降の不況がいつまで続くのか、私自信も憂慮しているところです。

さて、私ども業務部のつかさどる事務の一つに「業務の改善に関する企画及び立案に関する事項」があります。微力でありますが、この状況を打破したいと思い会長共々、業務拡充について企画検討しているところです。

現在、安倍内閣において、安倍首相が表明した“3 本の矢”を柱とする経済政策いわゆるアベノミクスを推進しています。アベノミクスの効果が出てきているかは良く分かりませんが、黙って座しているよりは行動に移したことを評価したいと思っています。ただ、公共事業に従事している業界では、かなりの恩恵があるようです。

アベノミクスの効果に期待するとしても、我々土地家屋調査士も、ただ恩恵を待つだけではだめではないでしょうか？やはり何らかの行動をしなければ、現状維持で終わってしまうような気がします。国民全員が、「この時には土地家屋調査士に依頼しよう」とすぐ頭に浮かぶようになってもらいうことが理想です。そのために、公共、民間に対する土地家屋調査士の認知度向上は不可欠でしょう。幸い現在の広報部長は、広報の申し子のようなお方なので、土地家屋調査士認知度向上 PR は着実に進められています。

業務部としましても今年度、調査士会館前に水準点を設置する予定であり、標高を明記し防災の目安にして頂き、それが PR になればと考えています。

昨年、法務局の筆界特定室によりますと、筆界特定申請数が年々多くなりつつあるとのことです。筆界特定と ADR センターこうちとの連携をも踏まえ、会員の皆様に筆界特定について再考し

て頂きたいと思い、本年度は、筆界特定についての法務局担当者による研修会を行う予定ですので、多数のご参加をお願いします。

最後に、我々は国民の一部にしかなじみのない業種ですが、非常に重要な箇所を受け持っています。また、筆界特定とADRセンターこうちとの連携など、境界紛争には土地家屋調査士が必要であると認識されつつあるように思われます。今後の動向を探りつつ、時代の波に乗り遅れないよう、会員の皆様と共に行動して行きたいと思っていますので、本年もよろしくご指導くださいますようお願い申し上げます。

研修部から

研修部長 中山光蔵

さる、10月19日高知県土地家屋調査士会館において日調連参与瀬口潤二氏を講師に招き倫理研修会を開催いたしました。高知会としては久方ぶりの倫理研修会であったと思います。研修会に参加して頂いた会員さんにはお忙しい中ありがとうございました。また、研修会に参加できなかつた会員さんに研修会資料の一部ですが土地家屋調査士懲戒処分事例集、土地家屋調査士倫理規定解説付きを申し出のある方にはPDFでメール送付または他の方法で送付いたします。ただし事例集は会員以外の方の基本閲覧禁止でお願いします。

研修部として、11月30日村山修一会員に講師をお願いして基礎基準点測量研修会を予定していましたが諸般の事情により延期といたしました、おそらく4、5月頃になると思います。連合会の資料によると一年を通じて全国各会の研修会の最も少ない時期（各会の総会の前後）ですが会員各位奮っての参加を希望いたします。

年明けには四国ブロック協議会研修が平成25年度土地家屋調査士新人研修平成26年1月31日、2月1日、2日と3日間、ADR認定土地家屋調査士支援研修が平成26年2月14日、15日の2日間、

第9回土地家屋調査士特別研修が（1）基礎研修 平成26年1月7日～9日の3日間（2）グループ研修 平成26年3月10日から3月13日まで15時間以上（3）集合研修 平成26年3月14日、15日の2日間（4）総合講義 平成26年3月16日（5）考查 平成26年4月5日と続きます。

担当会の高知会研修部ではこれら四国ブロック協議会研修は何をさておいても最優先課題であることに現在の研修部長（私）は気づきました。確かに気付くことに遅すぎではありますが、本来全くの未経験者が研修部の長をすることは有り得ないことで、経験者で指導的役割を果たせる有能な人を選すべきではと思います。

単なる報告事項のメモ書きとなってしましました。

田邊満夫広報部長より研修部長として会報に載せる文章をと依頼されたものの何を書けばよいか思いつくことがありません。研修部長を谷相会長から任命された時点で何となく何んとかなると思ったことが大間違いでした。以前より会務って大変だなと思っていましたが、皆それぞれ熟しているので自分も……との想いでしたが。

来年の抱負を考える前に今まで振り返り観るに日々多忙、現時点で増え多忙、年末までこのままもっともっと多忙、何がこれほど忙しくするのか、仕事？会務？公共事業作業？年のせい？

来年、年明けが怖いと言う話でした。

広報部から

広報部長（常任理事）田邊満夫

新年おめでとうございます。

平素は、会員の皆様には調査士会広報の活動に対しまして、ご尽力ご協力いただき誠にありがとうございます。

私、常任理事（広報部長）になり早半年、あつと言う間に時間が過ぎてしまいました。

私の師は北添元会長であり、私も将来には何か調査士会の役に立てる様になれればとは思っていましたが、今期（2年）は4男（末子）が現在小学校6年で、小学校との16年間の関わり（PTA役員）も最後の年、子供と学校との関係を味わいながら過ごす予定にしていたのですが、谷相会長より支部長が終われば常任理事にと言われ、結果戸惑いながらも常任理事を受けさせて戴く事となりました。他の役員及び会員の皆様には御迷惑を掛けながら広報活動をさせて戴いております、至らぬことばかりですが本年もよろしくお願ひいたします

さて広報部の活動ですが、まずは前期に四国ブロックにて取り組んでいた今治タオルの作成について、愛媛会のご尽力によりタオルが完成し四国の会員の皆様及び全国各会にはサンプルを頒布いたしました、現在会員様よりの注文も受け作成中です、高知会会員様には650枚程の注文をいただき、誠にありがとうございました。会員様の営業のアイテムとして一助となれば幸いと思い作ったものですので、今後もご検討いただければと思います。

次に高知会での活動としてですが、当然今までの広報活動については前広報部担当の現山崎副会長にご指南いただきながら続けてまいります、加えて土地家屋調査士の日（7月31日）には、その制定目的の一部にある「市民の皆様への土地家屋調査士制度の役割をPRする機会とする」に向けて、連合会で全国的にPRを行う予定と聞き及んでいますので便乗協力しながらPRできればと思っています。その他として、近年土地家屋調査士試験の受験者数が年々減少傾向にあると認識しております。法務省の発表では、昨年の出願者数は6,017人で合格者平均年齢は39.02歳、個人的にはこのまま減少傾向が続ければ国家資格ではあるが、統合や剥奪もあり得るのではと感じるところです。土地家屋調査士の業務は秋霜烈日な仕事ではあるが、測量技術と法律の知識を兼ね備えた文理融合のゼネラリストであり、他に類をみない資格であるにも拘らず社会的知名度は低いように感じる、ある雑誌には「いい意味でマイナーな資格」

と掲載されており、知名度の低さからか測量士と間違えられることも多い。私は独立開業して今年で18年目に入りましたが、入会当時と比較して多少知名度は上昇しているとは感じるものの一般的な知名度はまだまだ低く、最近は行政書士の勢いが脅威に感じるのは私だけでしょうか、一般の方々に我々の資格をもっと知ってもらうために毎年コツコツ何かを行い、何年か後には「とりあえず土地家屋調査士に」と言った声が聞こえる様に、就いては潜在的な業務の発掘や、若者に将来土地家屋調査士を目指してもらえる広報を目指し努力してまいりますので、ご協力をお願いいたします。まずは先だって頒布させていただきましたステッカーを会員様の事務所入口、作業車等の目立つ所に貼付けて戴ければ有り難いですが。

境界問題ADRセンターこうち から

センター長 井 上 拓 也

明けましておめでとうございます。

今年度から「境界問題ADRセンターこうち」のセンター長に就任いたしました。西森センター長、大石センター長に続き3代目のセンター長になります。よろしくお願ひいたします。

さて、当センターも平成18年に境界問題相談センター高知として設立し、平成22年10月にADR法による認証を受け「境界問題ADRセンターこうち」と名称変更を経て今年で4年目を迎えます。

土地家屋調査士という仕事をしていますと、境界の問題で悩んでいる多くの人に出会います。一般業務においては期限や費用等の問題もあり、なかなかその方々の悩みに十分答えてあげることができません。土地家屋調査士は土地境界の専門家ですから境界問題の解決に取り組む責任がありますが、境界トラブルは単に境界線だけの問題ではなく、その背景にあるものをしっかりと受け止めな

ければ真の解決になりませんが、例えば隣接地所有者が頑なに境界立会を拒む場合、その原因究明のため個々の土地家屋調査士がその隣接地所有者に深く関わることは、依頼者との信頼性を無くしてしまうことにもなりかねません。

もちろん境界問題の解決のために「境界確定訴訟」や「筆界特定制度」を利用する方法もありますし、それにより解決する事案もあるでしょう。

しかし、土地家屋調査士であれば、境界問題はそう単純なものではないという事を理解されていると思います。対立構造による解決は後々の恨みを残すことにもなりますし、また、時間的、費用的にも大きな負担を強いられます。

私はこういった場合に個々の土地家屋調査士による境界センターの利用を考えていただきたいと思っています。

もちろん境界センターの業務は相手方の応諾が必要ですから、必ず結果を出せるとは限りません。ただ、相手方にとっては裁判所や法務局といったいわゆる「お上」から一方的な連絡を受けるより、センター要員が訪問の上、直接お話しをする事で自身の思いを伝えられ、相手の心情も理解していくことができます。

その上で境界センターによる解決手続を使用していただいてもよいですし、一般業務の中において当事者双方で解決方法を模索し、その方法で解決していただいてもいいのです。

また、境界センターの代理人となるためには、認定土地家屋調査士であり、かつ弁護士との共同受任が必要ですが、補佐人として参加することはできます。

土地家屋調査士が日常業務の中で「境界問題ADRセンターこうち」による問題解決の方法を頭の片隅に置いていただければ、何らかの形で解決のお手伝いができるかもしれません。

医療の分野は予防医学、臨床医学、研究医学、法医学というように分類されています。

土地家屋調査士業務の大きなものは医学の分野でいえば、正確な図面を作成し将来の境界トラブルを防止する予防医学にあたるでしょう。また、境界鑑定や法律関係の研修会を通じて法医学的な

研究もおこなっています。病気にならない身体をつくるようなものですね。一番重要な事です。

しかし、重篤な病気に罹ってしまえば専門家による治療を受ける他ありません。境界確定訴訟や筆界特定制度による外科的治療を受けるのか、心療内科による心の治療を受けるのかは、病気の内容や身体に応じて選択されるべきです。選択肢は多い方がよいのです。

そういうた治療（解決）方法の一つとして境界センターの利用をお考え下さい。

昨年度日本全国の50会全てに土地家屋調査士ADRセンターが設立されたことを受け、日本土地家屋調査士会連合会の林千年会長も「境界紛争ゼロ宣言」を強くアピールされています。当境界問題ADRセンターうちも法務局の筆界特定制度とADRセンターとの連携を強化し境界問題解決のために努力していきたいと思っておりますので、今後とも会員の皆様のご理解とご協力をお願いし、新年のご挨拶とさせていただきます。



『境界ドクター』論

西森裕保

私は、平成25年9月27日と平成25年10月9日に、徳島会と大阪会の公開研修会に参加してきました。

以下にそのご報告をするとともに、私の持論であります、「土地家屋調査士は、境界ドクターである。」について論じてみようと思います。

先ずは、徳島会研修会から報告します。

「知っているようで知らない地籍調査」

平成25年9月27日の公開講演会（主催：徳島県土地家屋調査士会 協賛：公益社団法人徳島県公共嘱託登記土地家屋調査士協会）を受講してきました。講師陣は、国土交通省 土地・産業局 地籍整備課 課長 佐藤勝彦氏と、株式会社松木コンサルタント 取締役 猪木 幹雄氏でした。佐藤課長は、「地籍調査の最近の動向」、猪木取締役は、「近年の地籍調査と成果の活用」という演目で90分ずつ講演されました。

私がこの公開講演会に参加しようと思ったのは、高知新聞の記事がきっかけでした。南海トラフの激震により高知県一帯が大きな被災が予想されている折に本県の地籍調査の進捗率が低いという記事でした。山林については、森林組合が境界調査に取り組むような記事もありました。土地境界の専門家である土地家屋調査士がこの惨状を看過していくよいのだろうか。何か協力できことがあるのではないだろうか。この思いを持ち始めたときに公開講演会の連絡がありました。講演会の内容はいずれ記事にして伝わってくるとは思いますが、私はこの講演会で多くの事柄に気づきました。

本稿のタイトルにも載せましたが、私たちは意外と地籍調査の仕組みやあり方についての詳細な知識を持ち合わせていないのではないだろうか。日常業務において地籍成果地図を利用する機

会は日増しに多くなってきており、法第14条地図という存在が私たちの業務における重要な資料となっているのは間違いないことあります。

考えてみれば、土地であれ建物であれ、すべての不動産はこの地図、すなわち登記地図の上に座っております。私たちが測量している土地や建物は、この登記地図に表現された情報を現地において特定していることにしかすぎないのです。地積測量図にしても、その縮尺は登記地図と同一とするように定められております。翻ってみると、登記地図そのものに地点情報、つまり筆界点の座標値や標高、標識の種類などの情報が載せられていれば、公示制度としての役割は十分に果たせます。土地分筆などにおける現地情報は、分筆点情報と区画結線情報を追加的に法務局に届け出ることにより、新しく土地地番を創出することが可能です。この方法でも分筆登記の目的を完結することができるのです。建物といえども同じことです。建物所在図に建物の詳細な情報を載せることで、建物図面や各階平面図の役割を果たさせることができます。

いずれにしても、登記地図の果たす役割はこれから増え重要視されてきます。

ここで、日頃から親しみ抜いている法第14条を今一度見てみることにしてみます。

* 第14条

1. 登記所には、地図及び建物所在図を備え付けるものとする。
2. 前項の地図は、1筆又は2筆以上の土地ごとに作成し、各土地の区画を明確にし、地番を表示するものとする。
3. 第1項の建物所在図は、1個又は2個以上の建物ごとに作成し、各建物の位置及び家屋番号を表示するものとする。
4. 第1項の規定にかかわらず、登記所には、同項の規定により地図が備え付けられるまでの間、これに代えて、地図に準ずる図面を備え付けることができる。
5. 前項の地図に準ずる図面は、1筆又は2筆以上の土地ごとに土地の位置、形状及び地番を表示するものとする。
6. 第1項の地図及び建物所在図並びに第4項の地図に準ずる図面は、電磁的記録に記録することができる。

この法第14条地図の多くは国土調査による地籍成果地図で構成されております。

その地籍成果地図が正しい筆界を表示しているのかどうかについて誰が判断しているのでしょうか。法務局でしょうか。裁判官でしょうか。あるいは国土調査実施機関でしょうか。私は、どちらも、どの行政機関においても、責任を持って判断をしていないのではないかと思っております。

本来であれば、登記地図として公示していく法務局が、地籍成果地図と土地台帳付属地図である登記筆界地図との整合性を判断しなければならないのですが、法の仕組みにおいてもそのようなことにはなっておりません。

法務局は、国土調査実施機関から持ち込まれた、認証された地籍成果地図をそのまま受け入れているだけあります。仮にも、その地籍成果地図が正しい筆界を表示した地図でないとしても、法第14条地図として公示しているのです。その間違いに気づいたときの責任は誰が負うのでしょうか。国土調査実施機関でしょうか。法務局でしょうか。ご案内のとおり、これらの行政機関は責任を負うようなことはしません。誤りの是正は、すべて土地所有者に責任を持たせております。どうしてそのような仕組みになっているのでしょうか。ここは真剣に考えてみる必要があると思います。

この思いが、本稿のサブタイトル、「知っているようで知らない地籍調査」であります。

私たちは、地籍成果地図が正しい筆界地図となるように、地籍成果地図のあり方に深い関心を持つべきではないでしょうか。

次に大阪会研修会の報告です。

「境界問題相談センターおおさか設立 10 周年記念シンポジウム」に参加して

平成 25 年 10 月 9 日、標記の会合に参加してきました。開催会場は、大阪弁護士会館 2 階研修場であり、四国会からは、香川会 1 名、愛媛会 4 名、徳島会 0 名、高知会 1 名の合計 6 名の参加でした。講師は、大阪法務局長 河合裕行氏、京都大学 大学院法務研究科 教授 山田 文氏の 2 名でした。演題は、河合局長は、「筆界特定制度の現状と土地家屋調査士に望むもの（境界紛争の総合的な解決を目指して）」として、山田教授は、「ADR の魅力と期待」でした。

両氏の講演後において、「パネルディッシュカッション」が行われました。パネルディッシュカッションでは、コーディネーターは、境界紛争相談事例を提起してその事例に応じた意見を求める方式でパネラーのディッシュカッションをコーディネートしました。

このシンポジウムに参加して私が感じたことは以下のとおりです。

1. 土地家屋調査士としては、土地境界紛争を解決する手法としての ADR にどのような関わりを持つべきであるのかについては、既に理解ができている問題である。
2. 土地家屋調査士としては、ADR 技法の活用が充分にできていないことに関しては、どの部分の認識が不足し、どのような行動を展開すれば ADR 制度が活きてくるのかを今一度真剣に検討するとともに問題点を洗い出して見る必要がある。

3. 論じた後は、行動を起こすことが大事である。

具体的な展開としては

1. 地籍調査実施期間中の用地における土地境界紛争問題の解決に関する積極的な参加
2. 地図の読み取り技能力の向上、現地における境界痕跡探索技術力の練磨、復元測量技術力の研鑽、当事者に対する説明力並びに話し方技法の習得
3. 地籍アドバイザー資格の取得

高知会は、「境界問題ADRセンターこうち」（略称：境界センター）を創設して数多くの事案対処体験を積んできております。この間における境界センターの活躍はご案内のとおりでありますが、今後において、この境界センターをどのように活用していくべきでしょうか。もう少し積極的に社会の中に飛び出して行くことにより、土地境界紛争問題の解決ができる方法があるのでないでしょうか。

私は、これらのことを行こそ真剣に考える必要があると強く感じました。

以上が、二つの会の研修会に参加したことの報告です。

この二つの公演においても語られていることは、「境界」のことです。

この「境界」については、今まで多くの方が、多くの時間を使って、多くの語りをしてきております。この語りは、これからも続いて行くものと思われますが、何故これほどの多くの語りが行われなければならないのでしょうか。成熟した法制度を持っている現在日本で未だにこのような有り様でよいのでしょうか。どのようにすれば、「境界」に関する問題が安定期に解消されるのでしょうか。ここは、今一度真剣に論じてみなければならぬと思います。土地を日常的に業務として取り扱っている私たち土地家屋調査士が、「境界」に関する問題について先駆けて論じていく必要があるのではないかでしょうか。私は、このことを強く感じております。

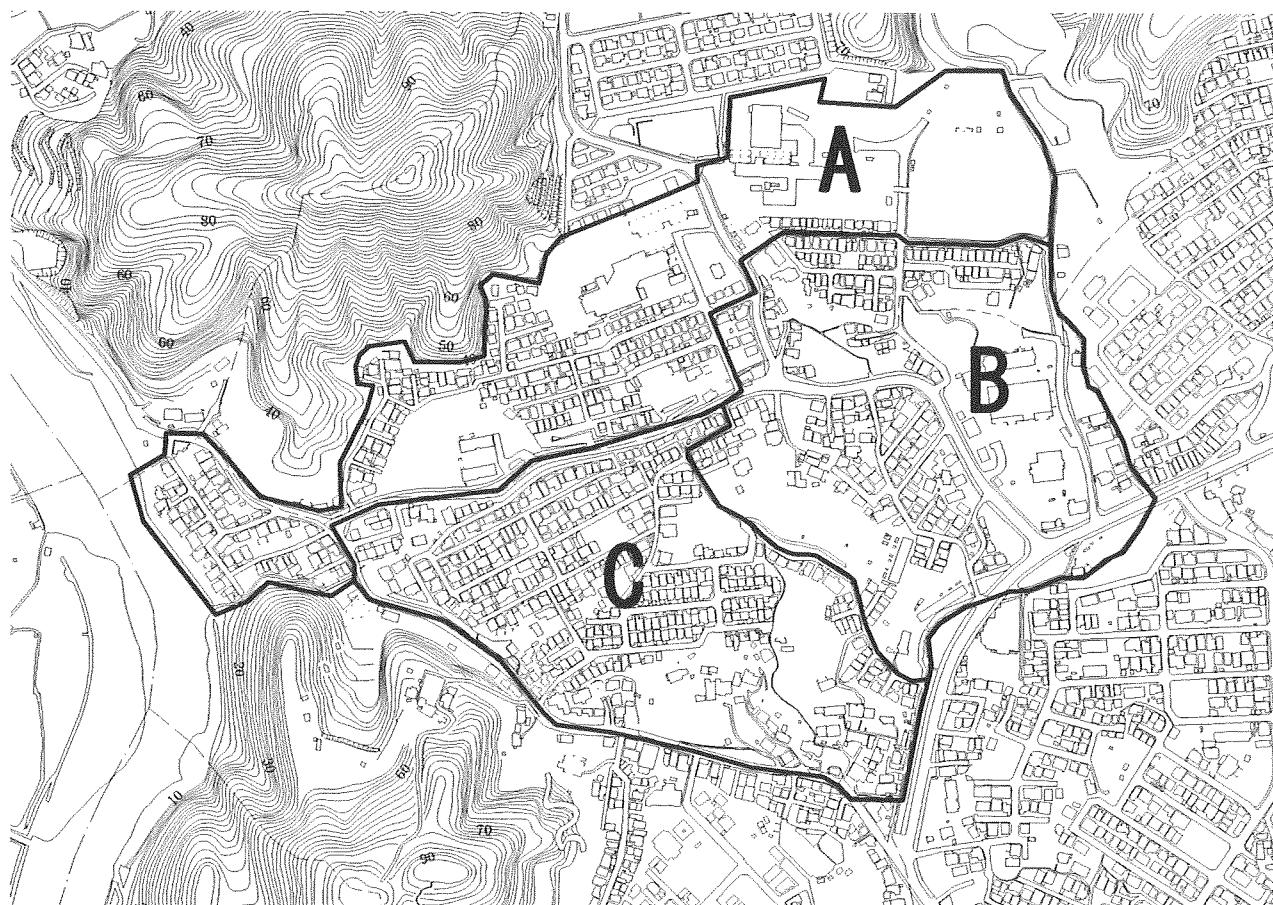
この思いを集約した言葉が、「土地家屋調査士は、境界ドクターである。」です。いわゆる、「境界ドクター」論です。

若し、この「境界ドクター」論に興味を持たれた方がおいででしたら、ゆっくりお酒でも飲みながら共に語ってみませんか。

会報に寄せて

法第14条地図作成作業、地籍調査作業の報告 | 広報部

平成24・25年度法第14条地図作成作業：高知市西塚ノ原の全部、口細山及び鳥越の各一部

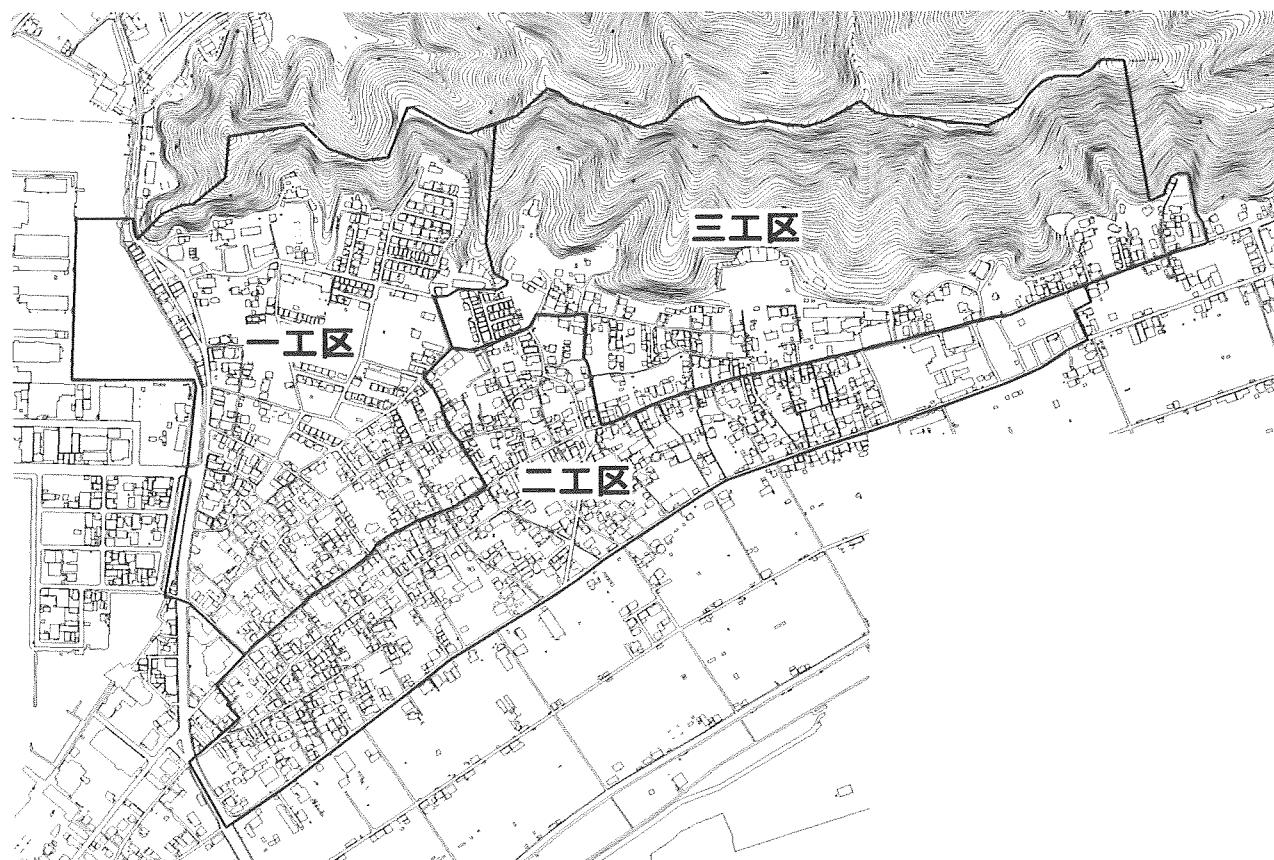


	班 長	副班長		
A班	石村 健一	山崎 亮介	山本 清治	岡林 友紀
B班	前田 昌利	片岡 靖徳	中西 健三	松坂 諭志
C班	久保 貴雄	谷相 恒行	彼末 浩司	吉村 慶介

●調査面積 …… 0.35 平方キロメートル

●調査筆数 …… 約 1,493 筆

平成25年度 地籍調査作業：高知市仁井田



	班長	副班長		
A班	小笠原 哲輔	小川 龍明	徳廣 宏	田岡 拓次
B班	大坪 康容	小田 誠司	林 哲也	橋 秀明
C班	中山 光蔵	前田 拓司	田岡 孝浩	下村 貴之

●調査面積 …… 0.77 平方キロメートル

●調査筆数 …… 約 2,719 筆

平成25年度 14条地図作成作業に参加して

高知支部 石村 健一

平成25年度14条地図作成作業に昨年に引き続き参加させて頂きました石村です。

昨年は初めての経験でお顔は存知あげていましたが一緒に仕事をするのが初めての方もいてすこし、いやかなり緊張していたという記憶がありました。

さらに今年は班長に抜擢される事になり、不安もありましたが去年の実績をいかし気合をいれて望みました。

順調に作業が進展していく最中にアクシデントは突然やってまいりました。

復元作業中、墓地の細い通路でトランシットを設置中、三脚の脚を踏み込んだ瞬間横滑りし、1.5m下に向けて（一瞬、中に浮かんで）落ちていきました。

あの瞬間は今でも忘れはしませんが、事故する瞬間によく走馬灯のようにいろんな事が思い出されたりしますが、僕の場合は怪我をするなと思い機械を手放して受身をとろうと考えましたんですが、その場合に機械がバラバラに壊れてしまうイメージが過ぎたので機械の方を守ろうと自分はどうなってもいいと思い墓石向いて倒れていくトランシットを空中で軌道修正したのですがコツツという微妙な音が、わずかに接触してしまいました。

幸いにも自分はトランシットを重量挙げの選手のように持ったまま変な体勢ではありましたが怪我することなく無事に着地しておりました。

まわりにいた班員には調査士の鏡やね、自分より機械を守るなんて言われたりもしましたが残念なことにトランシットは入院することになりました。

中古での買い取りであった為、保険にも入っていましたが、まさか機械を倒すなんて想像もしていましたので、精密機械ですので場合によって数十万円は覚悟しておいて下さいとの事務機屋さんの対応に目が点になるどころか青ざめていたのを今でも思い返します。

その事をお昼休みに各班員に話すと皆驚いて心配してくれました、怪我がないだけまだよと慰めてはもらいましたが心の傷はしっかりと負っていました。（笑）

しかし不幸はこれに留まらず次の日、2ヶ月前に車検を受けたにも関わらず車が修理に（事故ではないです）そのあともう一度、計2回修理に出しました。

さらに不幸は続くもので鏡川の横で伐採作業中にあごに激痛が、近くにいた班員が僕の声を聞いた時にはすでに蜂が頭の周りに数匹飛んでいたそうです、すぐにその場を立ち去ったので一度しか刺されはしませんでしたがジンジンと痛みがこみ上げてきました、蜂には申し訳なかったですが駆除させていただきました。

他の班員からは祟りやなんていわれながらの作業でしたので墓地の近くに行った時には手を合わして謝っております。

それ以降、不幸にはおそわれておりません、今の所。

今年の夏は例年はない暑さの中、班員の頑張りに本当に感謝しています。

至らない班長で不満もあるうかとは思いますがこれからもよろしくお願ひ致します。

最後になりましたが、みなさんも屋外での作業には十分注意して頂きたいと思います。



平成25年度 仁井田地区の一部地籍調査作業に参加して

小川 龍明

久しぶりに地籍調査作業に参加させていただきました。

A、B、C班の3班体制（1班4名）での作業です。
地籍調査票（現地調査用）を担当させてもらっていますが、14条地図作成作業と違って
分筆 → 分割、合筆 → 合併と登記用語と違うことに驚きました。

また、住所変更まで地籍調査作業で行っていただけたことに驚き。

8月から現地立会を行っていますが今年は暑くて大変。秋が短くて12月は寒くてこれまた大変。12月24日のクリスマスイブも立会。山の立会もあり皆さん頑張りました。

立会初日から雨、昨年度の14条地図作成作業の立会初日も雨。おまけに10月24日は台風で傘も合羽も役に立たず書類がびしょ濡れに…。

立会では多数の方とお会いするのですが色々な方がいます。
超潔癖症の方からは、「他人のボールペンは汚いから自分のボールペンで記入する」と…。
玄関のドアホンを鳴らして説明すると「けっこうです」とのこと。意味不明…。

このような場面では、地元の推進委員さんの出番です。（高知市の地籍調査課からの発送文書を見ていらない方からすれば私達は不審者ですね）

推進委員さんが話をしてくれるとスムーズな立会作業に。お世話になりました。



1班4名ですので他のメンバーの作業状況をみて大変勉強になります。

ハンマードリルの達人。話術の達人。班のまとめ役。まだまだ勉強することばかりです。
作業は続きますが頑張っていきたいと思っています。



午年生まれのアンケート

①支部名 氏名

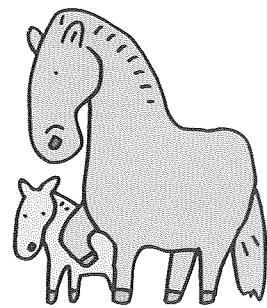
②今年の抱負

③調査士としての苦労話など印象に残った事

④趣味について

⑤未来の調査士像について

⑥本会へのご意見、ご要望



① 東支部 門脇茂利

② 何事にも誠実なこと。

実行、実現（いろいろあります）

③ 業務や報酬に関して時に思いもよらないことがあるということ。

いろいろな人がいます。

④ クラシックギターを弾くこと、聴くこと。

ギターの音色と佇まいはとても美しい。

お酒の味と佇まいも美しい。

⑤ 個々の会員が、真に依頼者のためのことを考えて業務をしていくことが、信頼され感謝される調査士。あたりまえだがなかなか難しい。

⑥ いろいろお世話をいただきありがとうございます。

① 幡多支部 小栗太一

② なし

③ なし

④ 若いときには、卓球・ゴルフ。

現在はスポーツを見る事。孫の陸上の応援に精をだしています。

⑤ 一匹狼では駄目だと思います。

⑥ なし

① 高知支部 加藤敏仁

② いよいよ還暦を迎え、昨年同様に健康でつつがなく仕事に専念したいと思います。

③ 苦労話は一つもありません。印象に残ったことは、四国島内はもとより、遠く九州まで測量に行つたことです。この仕事を通して、たくさんのすばらしい人達との出会いが生まれました。土地家屋調査

士という社会的に高い資格のお陰で大勢の違う職業の方々と広く親しく交流が出来ました。やはり、常に職業奉仕の理念を忘れる事なく心がけた事が、34年間という長きにわたってこの仕事を続けて来られた原動力になっています。印象と言えば、長く継続できていること、そのものにいつも感謝しています。大切なことは、お客様を大事にして、信頼を裏切らないことだと、初心を忘れることなく、日々研鑽に努めています。

- ④ 健康維持のためにゴルフをたまにすることです。スコアは気にしません。オフィシャルハンディ15ではとても回れなくなっています。
マッターホルンやユングフラウヨッホ、モンブランなど時間があれば登山します。
- ⑤ 未来は自分で切り開くものです。土地家屋調査士がますます必要とされる時代が到来することは間違いないありません。境界の確認ならびに確定業務と測量技術はまったく異種であり別個の業務です。それを一身専属資格としている土地家屋調査士こそ、今後果たすべき社会的役割は増大しなくてはむしろ、おかしいと言わざるを得ません。日調連には、もっとしっかりしろと、エールを送ります。
- ⑥ 本会の役員のみなさんには、日々の業務を遅滞なくこなすかたわら、重責を果たしていただき深謝しています。今後とも宜しくお願いします。

① 高知支部 清遠史生

- ② 今年こそ行政書士試験に合格したい。(これが思いの外難しいです)
- ③ 他の仕事と兼業なので、両立するのか不安でしたが意外と何とかなるものです。ただし、立会する時間を融通できることと、パソコンをいつでも使える環境にあることが必要ですが。⑤に該当することかもしれません、こういうのもありかもしれません。
- ④ 昔は読書が趣味だったけど、最近は忙しいのと老眼であまり読まなくなり、たまに時間とお金があれば、パチンコに行くぐらいです。
- ⑤ 専門的な分野に特化するか、関連する業務をマルチにこなすか、どっちかだと思います。
- ⑥ 役員の方、御苦労様です。今のところ何も貢献できなくて申し訳ありません。

① 幡多支部 野村典史

- ② この歳になると健康第一です。
- ③ 8年程まえから jw-cad を使いはじめてとても気に入っています。
- ④ Kindle Paperwhite を買いました。(安くて目新しいものが好きです)
手持ちの Pdf ファイルはうまく表示できません。
- ⑤ 未来は、どうなるか?
- ⑥ 調査報告書作成ソフトを改良してほしい。

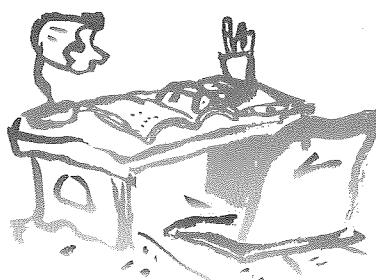
① 高知支部 片岡靖徳

- ② 出来るだけ、依頼者に感謝される仕事を目指したいと思います。
- ③ 特に計画をして、事務所を開業した訳ではないので、仕事は見るとやるとでは、大分違う事がわかり、開業当初は苦労したように思います。
例えば、連件（10件程度）で出した、申請の1件目がだめで、取り下げした時とか、思い出したくない思い出があります。
- ④ 特になし、あえて言えば読書
- ⑤ これからは、業務が出来るのは当然ですが、依頼主、隣接者等がかなり、高齢になる事が考えられるので、業務に対する、依頼者、隣接土地所有者の不安を無くす、カウンセラーのような土地家屋調査士が求められると思います。
- ⑥ 土地家屋調査士の受験者が例年の事ですが、減少している事、依然として土地家屋調査士の認知度が低い事が心配されるので、外部広報をお願い致します。

* * * * *

① 高知支部 久保貴雄

- ② 無事故、無違反、健康で余裕をもって仕事ができますように。
- ③ 雑木林の中、一人で杭打ち測量しているとき、斜面からバックで転落、いつてしまったかとおもいましたが、幸いなことに何事もなかったです。
人気のないところでは、一人での測量は遭難の可能性ありと思った次第です。
- ④ 特になし。
- ⑤ 特になし。
- ⑥ 特になし。



特集

いつの間にか「うつ」になっていましたか？

—ストレスはうつ病の引き金—

高知ハーモニー・ホスピタル 精神神経科 川 渕 優

やる気が起きなくなり、仕事量が低下、生活での楽しみがなくなった、
という近況はありませんか？

暗い世の中では、気分が沈むような出来事が多い。今わが国ではメンタルの不調が原因で休職する人が増えていて、大きな社会的、経済的な問題となっている。ストレスが引き金となってうつ病を発症してしまう人が少なくない。ストレス源としては職場の人間関係が最も多い。落ち込むと、やる気や集中力は失われ、何事もおっくうになりがちだ。税理士のI.G.さん（42歳）は体がだるくて、胃痛や下痢がある。それに今まで楽しんで参加していた飲み会や人との会話がまったく面白くなり、苦痛にさえ思えるようになった。その頃から午前4時ころには目覚めてしまうようになる。早朝覚醒である。さらに朝起きると必ず呼んでいた新聞に目を通すのが何ともおっくうになった。治療歴は26歳で発症しているので16年。精神科の受診を勧められた。「うつ病」と診断され、抗うつ剤を処方され、仕事を休むように言われた。休養と服薬により2週間後、多少の改善傾向がみられ、3ヶ月もするとかなり良くなり、半年後に復職することができた。

心のバランスを崩すとは？

どの職業のどの人も、暮らしの中で幸福感をえる「自己実現」を求めて生きていて、当然のこと。それこそが健全なことだが、人の心の中が日々、年々、息苦しくなっていることにお気づきですか？ 生老病死という現世の苦しみから、また仕事ならびに個人生活において、行き詰ってしまったときに、心が病気になる。人間という生き物の悲しいところは、心が迷走し始めると、その行き先「未定」の不安感がひとりひとりの心の中でさらに増幅し、互いに互いを傷つけあったり、責任を転嫁しあったりして、隣人に優しくなれなくなる。そんな不安の副産物に苦しめられて、いつのまにか重苦しくなっているのに、幸福を求め、無理を通そうとするプレッシャーが生き延びているからかもしれない。

自分にぴったりのペースはどれなのか、どんな暮らしぶりが一番寬げるのか、隣人と同じ、あるいは少しだけ前に出ている人生だけが目標になっていないか、もう一度、自分に問いかけてみ

よう。心のバランスを崩したら自分の人生プランを洗い直す必要に迫られる。自分のできることと、できないこと、したいこと、したくないとの見極めをはっきりとつけ、自分の人生を自分の色にそめていく人生観がなければ、つらいことになる。

心のチェックポイント 10

1. 豪うつ： 沈みがちな態度やおっくうな言動をとることはないか？
2. 不安： その場の状況にふさわしくない発作的な不安を感じることはないか？
3. 恐怖： 理屈にあわない恐れはないか？
4. しらけ： 身辺のことに無関心になっていないか？
5. 不満： 自分の非を認めず、他人のせいと思い込み、心が満たされないことはないか？
6. ひがみ： 他人の喜び、楽しみ、幸せを過剰に羨むことはないか？
7. 間違い： 不注意な失敗をしながら、ミスの自覚が乏しいことはないか？
8. むらっ気： 感情の移り変わりが激しくないか？
9. 孤立： 突然、他人との接触を意識的に避けることはないか？
10. こだわり： 度を越して人との間に摩擦を起こすことはないか？

自分で自分を駆り立てていませんか？

心の奥底であなたを駆り立てるプレッシャーがありませんか？例えば「完全であれ」「親や他人を喜ばせたい」「急げ」「もっと努力せよ」「強くあれ」などです。無理だとわかっていても、つい余計な仕事、余分な課題を引き受けてしまう。体調は悪くても、つい無理をして仕事をしてしまう。つい、面倒でなり手がない幹事役などをひきうけてしまう。こういう人は、頭では無理とわかっていてもつい流れるほうへ、疲れるほうへ向かってしまう。こうした「つい」と「無理」が重ならなければ人並み以上の成果は得られないと思いがちだが、しかし、人間には誰しも、それができるときとできないときがある。問題はできないときに、自分がきちんとできるかできないかを判断して、行動をとっているか否かにある。無理が重なり、疲れ果てるまで自分の心からでているSOSに耳を貸さうとしない。無意識に自分を駆り立て続けた結果、待っているのは「仕事中毒」「心身症」「燃え尽き症候群」「過労死」といった結末。米国の心理学者によるとこのようなタイプの人の共通点は、幼い頃に親の厳しい躾を受け、それに従って成果を挙げると親が「いい子」と認めてくれた成育史にあると指摘されている。自分を駆り立てるプレッシャーから脱却するためには「そんなに急がなくても、構わないじゃないか」「完全でなくても、いいじゃな

いか、なんとかなるさ」「他人のためより、自分をもっと大事にしよう」「ときには弱音を吐くのも、人間さ」などをときどき自分に語りかけてみましょう。

ストレスはいろんな顔でやってくる

小さなストレスでもそれが長引き積み重なっていくうちに、心に重くのしかかり次の6つの症状が現れる。

1. うつ病になる

2. 身体の病気として現れる

体内の自律神経のバランスが崩れたり、ホルモンの分泌に変化がおき、身体の変化として、例えば腰痛、不眠症、胃潰瘍や高血圧に陥る。いわゆる「心身症」

3. 不安やこだわりにとらわれるようになる

他の人には何でもないことでも、本人にとっては大きな問題になるさまざまな不安障害（全般性不安障害、パニック障害、強迫性障害）

4. 考え方や行動に偏りが出てくる

人格障害がこれに相当し、小さいときから考え方や柔軟性が乏しい人に起こりやすく、苦しい人間関係を強いられる

5. 依存症に陥る

アルコール、薬剤、ギャンブルなどに無意識に陥っていく。気がついたときには自分で自分がコントロールできなくなっている

6. からだの病気だと思い込むようになる

肉体的な不調を強く意識し、病院にいっても異常がみつからない。しかしどうしても病気の囚われから抜けられず、病院を点々とする（心気症）

どのようなストレスを受けた場合に、どの部分に症状が現れるという明確な関係はない。6つの症状が絡み合って現れることが多い。

ストレスチェック

日本版 SDS（自己評価性抑うつ性尺度）【表1】で40点以上でうつ病が疑われる所以、試してみてください。G-Pネットこうち（高知県障害保健福祉課）の指針では、（心療）内科または

内科で不眠のチェック、症状のチェック、必要なら日本版 SDS【表1】でチェックをうけ、SDSで40点以上から抗うつ薬を一ヶ月以上投与し、無効あるいは重症の場合精神科を紹介してもらうことを勧めている。近年、最初から精神科受診される方も増えている。

「うつ」病とは？

日本人の4大疾患として重点的対策が必要とされてきたのは「がん」「脳卒中」「急性心筋梗塞」「糖尿病」。本年度からここにうつ病や高齢化に伴なう認知症などの精神疾患が追加され、5大疾患となった。2008年の厚労省の調査によると4大疾患は糖尿病が約237万人、がんが約152万人、虚血性心疾患（急性心筋梗塞）が約81万人、これに対して精神疾患の患者数は約323万人ときわめて多い。うつ病は「心の風邪」といわれている。うつ病は1999年時点では42万人だったのが2008年には大台を越えて104万人となった。今日では一生のうちに7人に1人がうつ病になる、とまでいわれている。これに呼応するように精神科医師は1.4倍増えたが、患者の急増に追い着けない。それ以上に過労や仕事のストレスがうつなどの心の病に結びついている。ビジネスの現場は疲弊しきっているからである。それを裏付けるのが「労災を認められる人」の増加である。今やリストラなどの不安やストレスで自殺者3万人時代といわれる。この自殺者の約90%は、何らかの精神疾患を患っていた可能性を示唆する研究報告も出されている。脳の神経伝達物質（セロトニンなど）のアンバランスによって現れると考えられている。神経伝達物質のバランスを整える薬をのむことで治療効果が期待できる。

メランコリー型うつ病

従来のうつ病は「メランコリア親和型」という生真面目で几帳面なタイプに多い。他人から「堅物」といわれ、「お前って堅いな」といわれ、それが失敗の引き金となったり、「仕事に空白をつくれない」「会社に迷惑をかけた」と自分を責め、落ち込み、対策は考えるものの「私の性格が堅いことが問題」と思うと、落ち込んだ気分から抜け出せなくなる。このような生真面目で几帳面、責任感が強いなど性格的な特徴はメランコリー気質といわれ、定型的なうつ病に陥りやすい代表的気質である。

ディスチミア親和型～現代型うつ病（新型うつ病）には従来型とは異なる特徴がある 皆様の周囲、このようなタイプはいませんか？

最近注目されている「現代型うつ病」は非定型・逃避型うつ病と呼ばれ、従来のうつ病とは症

状がやや異なる。ディスチミア親和型と呼び、ディスチミアとは「気分変調」という意味である。「自分がうつ病になったのは上司のせい、会社のせい」などと他罰的感情をもち、「会社に迷惑はかけられない」「会社に迷惑をかけてしまった」と自分を責め、自殺を考えるようなところは全くみられない。初期からうつ病の診断に協力的で、趣味や遊びは可能だが仕事はできない、それが怠けに見えて、周囲の不満が高まることが少なくない。若い女性に多く、激しく厳しい対人関係、早退・欠勤、家事をしない、親密な対人関係の回避など、拒絶・批判の過敏性も特徴とされている。従来のうつ病は睡眠障害や食欲低下が特徴的だが、非定型うつ病は逆に仮眠や過食が目立ち、良い出来事があれば元気になる。その他に過剰に意気消沈する。この病気の場合患者本人だけでなく、上司など双方から事情を聽かなければ真実は分からずことが多い。対応としてはまず、休養が必ずしも良いとは限らず、症状によっては多少らくても仕事や家事をしながら、生活のリズムを整えることも大事である。ただし、つらさは本人にしか分からず、一歩間違えば自殺の危険性もあるため、どこまで背中をおしていいのか判断が難しい。また薬の効果に過度の期待をさせず、人事異動などの環境変化に期待する。人事異動でうそのように治るケースもある。それゆえ、本人の訴える症状には耳を傾け、それを理解する一方で、あまり過保護にならないことも大事である。本人の自己治癒力を最大限に引き出す、つまり、きちんと評価し、褒めるときは褒め、叱るときは叱ることも大事である。

うつ病は気づかれず、不意にやってくることが多い

周囲の人がいつもと様子が違うことに気付いても最初に精神科を受診する人は全体の約15%にすぎない。残り85%の人々は精神科以外の診療科を受診している。かかりつけの内科が最も多いがその他、婦人科、脳神経外科、整形外科など、そのような受診をするのは、そうしてしまう身体的症状が患者にある場合である【表2】。典型的な症状は「早朝覚醒」であり、うつの第一段階として起こる。さらに、「動悸が強い」「食欲不振」「胃が痛い」などを訴える、「腰が痛い」と整形外科、「頭痛」では脳神経外科や神経内科を受診する人もいる。身体症状にマスクされていた精神症状がこの段階ですでに症状として出てきている場合があるので要注意（仮面うつ病）。その頃から、あるいはその後行動がおっくうになり、家人が気づくことがある。

軽症うつ病とは？

まじめなタイプがとくに罹りやすい軽症のうつ病。この病気が重症化することもある。体のだるさや痛みなど、体の不調が気になるが、体には異常がないのが特徴。何をやってもおっくうで

楽しくない、気が弱くなつて、眠れないなどの症状が2週間以上続くようならこの病気を疑う。精神症状は身体症状（不眠、やせ、自律神経不安定）を伴なう場合が多い。徵候（下述）に気づかずに寛年も2年も過ぎている場合がある。早期発見により重症化を防げる。

近頃、こんな兆候がありませんか？

～精神疲労が（軽症）うつ病に移行する重要なサイン～

1. ちゃんと眠れていますか？ 疲れているのに2週間以上眠れない、夜中の2時、3時に目が覚めて疲れなくなりませんか？
2. 日曜日の夜になると気持がブルーになりませんか？
出勤恐怖症の前駆症状はサザエさんが始まる日曜の夜なので「サザエさんブルー」と呼ばれる（部分的選択的うつ状態）
3. 朝刊の記事が頭に入らない、読む気力がなくなっていますか？
「朝刊シンドローム」（部分的選択的うつ状態）
4. だるい、ゆううつ、不安、イライラなど意欲や集中力低下に由来する不定愁訴がほとんど一日中続くような日が、そうでない日よりも多くないですか？（抑うつ状態）
5. 病気ではないのに体調に異常がある。気分がすぐれない
6. 食欲がない、体重が減っている

プレゼンティーズム（疾病就業）

～時間管理術～

最近注目されている概念です。従業員あるいは勤務者が仕事をしていても、何らかの不調のせいで頭や身体が思うように動かず、本来發揮されるべきパフォーマンス（職務遂行能力）が低下している状態。頭痛や胃腸の不調、軽度のうつといった、つらくても無理をすれば仕事できる程度の疾病が原因で発生する。不完全な仕事復帰はQOL（quality of life：日常生活快適性）を悪化させ、健康を悪化させ、労働災害を増やし、サービスの質を低下させる。最悪の場合自殺の危機がある。疾病に対して医療費が必要。しかし、仕事の量、質の低下、能率の低下、つまり生産性の低下についても、実は「隠れたコスト」がかかっている。

米国の企業アンケートでは次の結果が報告された。労働生産性の低下をもたらすプレゼンティーズムは問題（38%）、病気の従業員を帰宅させる（54%）、病気の際は休むよう指導する（40%）、疾病時の在宅勤務制度を導入する（30%）。時間管理術として、米国では企業が従業員の勤労を控えるよう奨励する。とはいものの、勤務者としては実際問題として「その日はどうしても自分がいないとまずい」と思い込み、無理して出社せざるをえない。しかし、病気のまま仕事をし

ても能率はあがらないし、反ってこじらせる場合もある。「今日だけ」無理するか?「明日以降のために」無理をしないのか?深刻なジレンマに陥る。対策は困難だが、症状がよほどひどくならない限り、早退しない人も多いので、周囲が配慮することも必要となる。また、もしもの場合でも「休める」ような体制作りを日頃から対策として講じておくことも大切である。

うつ病と睡眠障害

過度なストレスによって睡眠は妨げられる。うつ病の患者さんはレム睡眠が長くなり活発化する。レム睡眠中では不快な記憶が過剰に強化される。睡眠中に脳が休めていないといわれている。それゆえ、うつ病では「夜明けに早々と起きてしまってきつい」という早朝覚醒が起こりやすい。寝つきが悪いうえに目覚めが早いのでしっかり休めない。日常、睡眠時間を十分にとり、機能低下している脳の海馬や前頭前野など睡眠の量や質を調整している部位の活動量を高めることが大切である。

「うつ」は薬での治療効果が期待できる

発病は仕事や生活環境での精神的な疲れを無理した結果がほとんどなので、まず休養することが大切。治療は病院外来で薬の処方と医師が悩み事などを聞いてアドバイスするカウンセリングが中心になる。が、周囲の人間関係に原因がある場合は、その環境から一時期離すため入院のケースもある。薬は抗うつ薬をメインに毎日飲み続ける。一ヶ月くらいで症状が良くなってくる。再発予防のため、良くなっても薬の服用は数ヶ月間必要。一人で我慢せず早期受診が早期回復のポイント。再発しやすいので、周囲の人にも理解してもらい、無理のない生活を送ることが大切。

うつ病治療の問題点

10年ほど前、「うつ病は、休養して薬を飲み、ゆっくりしていれば良くなる」と啓発されていたが、実際に治癒の達成は容易ではなく、再燃・再発率も高い。うつ病は長期の治療継続が必要な疾患であり、治療からの脱落は再発・再燃につながることが知られている。米国の調査では徹底した治療が行われても、3ヶ月後の治癒率は36.8%、一年後でも67%にとどまった。治療開始では一ヵ月半で半数以上が脱落している実態が明らかになった。治療脱落の背景には副作用や効果発現の遅さといった薬剤自体の要因に加え、医療者と患者のコミュニケーション問題、患者・家族の理解度のズレなど、さまざまな要因が考えられる。うつ病とその治療をめぐる誤解と偏見

は後をたたない。最近マスメディアによる抗うつ薬批判は患者の服薬に対する抵抗感につながっている。副作用を恐れて增量に抵抗する患者も少なくないが、抗うつ薬は十分量、十分期間使用が大原則であり、おそろしくになってはいけない。

うつ病の遷延化には薬物治療抵抗性の他、身体疾患の併発、職場や家庭の環境などさまざまな要因が考えられている。そのため、患者ごとに遷延化する要因を検証しなければならない。家庭環境では支配的、干渉的、積極的な妻、優しすぎる、あるいは無関心な夫がリスク要因となる。周囲が本人のつらさを理解できず、日常感覚で叱咤激励すること、普段と同一レベルの仕事量を要求することはタブー。本人が相当我慢している場合もあるので、メンタル異常を早く察知してあげ、何はともあれ、休養から始めることが肝要である。

うつ病の患者をしっかり理解、応援してレールを作り上げることが大事で、そのためにカウンセリングが第一選択になる場合が多い。

ストレス、うつとの付き合い方

「考え方のゆがみ」～悲観的な考え方～に気づく

1. 「白黒」思考

何事もすべて「白」か「黒」で判断してしまう。極端な考え方になっている

2. 自責思考

何かよくないことがあると、自分の行ったことや判断したことが失敗の原因、と考えてしまう。そして、自分をどんどん責めてしまう。

3. 「べき」思考

自分の行動を制限してしまう。当然、や義務、は守るべき、と考えて、それができなかつたら自分を責めてしまう。

認知行動療法

「自分ひとりで考えていると同じポイントをぐるぐると考えてしまい、悩みが解決されない」

「世界で自分だけが悩んでいるのではないか、と考えてしまい、周囲に相談できない」

このような人々は自分の気持を整理する必要があり、カウンセリングを一度受けてみると良い。うつ病の治療の精神療法は数多くある。その中で「認知行動療法」は精神療法の中心となっている。認知療法は物事の捉え方にゆがみがあることを対話によって患者本人に気づかせる。一方行動療法は実際の行動・体験を繰り返すことによって患者の適応力を高めていく。この両方が一緒に行われるのが認知行動療法である。精神疾患の治療で存在を示してきたカウンセリングを通じ

て患者が自分自身と向かい合い、新しい理解や洞察に自発的に辿りつき、最終的にはこの経験を生かし、実生活に起こる問題や悩みにしっかりと対応する能力を身に付ける。カウンセリングは精神科や心療内科で受けられる。

「うつかな？」と思った方が自分自身と向き合い、新しい理解や洞察に自発的にたどり着くには、当初、カウンセリング体験を経ることは有益である。しかし、必ずしもカウンセリングを受けなくても個人でも行うことができる。上述されたような悲観的な考え方をどうして導き出すのか、それを自分自身で正確に理解する。このような「認知」には何かの出来事があった瞬間に脳に浮かぶ考えやイメージがあり、「自動思考」と呼ばれている。この自動思考の中にある考え方のゆがみに気づくことが重要である。その方法としては「日記をつけると考え方に気づく」といったことなどがある。そして、悲観的ではない考え方を実際の行動に反映させる、さらには身につける。

■ ストレスは人生の刺激剤と考えれないだろうか

仕事でも人間関係でも、ストレスは避けられない。しかし、ストレスをあらゆる病気の元凶とのみ、捉えていないだろうか。ストレス学説の提唱者であるハンス・セリエは「適度なストレスがないと、人間はだめになる」といった。確かに仕事一筋で突き進んできた人が、定年退職したとたん、家にこもり勝ちになり、元気を失ってしまうというような例だ。流れも変化もなく安穏として退屈が続くと、人はどこかうつ状態となり、自殺願望に駆られるというわけだ。退屈を破るゆれ、つまりストレスは、生への意欲を呼び起こすものだと言っていい。

■ 無理なポジティブは逆効果

誰もがストレスを抱えている。就職など人生の転帰に「性格を変えて頑張ろう」と奮闘する人に限ってうつになる。落ち込むと、気分を奮い立たせるために「前向きにがんばろう！」と自らに言い聞かせる人もいる。気持の切り替えは大切だが、度が過ぎれば逆効果になる。「本来は人と話すことが苦手な方が、性格を 180 度変えてバリバリ発言するのは不自然である。相当のエネルギーが必要で、そのまま続けていると心は疲れ果て、折れてしまう。

前向きに積極的な性格に変わろうとしたときに、ストレスまで否定してはいけない。どんなに明るい人だって落ち込むことはある。消極的な人が、いきなり積極的に振舞おうとするとそれがわからない。ストレスに柔軟に対応し、効果的に解消する術を身につけることが前向きに生きるコツといえる。身体の疲れと同じように心の疲れも必ず回復する。その自然治癒力を強化するこ

とを心がける。身体だけでなく心の休息もストレス過多の時代には不可欠である。

心が傷つきやすいと思ったら良い過去をつくるために楽しく生きよう

他人の一言で心が傷つけられることがある。堅物といわれ、それが失敗の引き金になると自分を責める。何かの集まりのとき、自分と異なる考え方をしている人がいては居心地が悪い。性格の違う人と会うのが苦手という人もいる。「あの人が来るなら参加しない」と拒否する場合もある。しかし、人はそれぞれ性格が異なる。ものの見方が違う人がいるから楽しい、そう思えば、心に余裕ができるし、認めることができ当たり前と思うようになればよい。性格は、一般的に内向性や外向性と分けて表現されるが、決め付ける必要はない。外見で他人から見える性格の後ろには、まだ社会で使われていない性格を持っていることもある。その性格を少し出せばよい。

自分を大事にして楽しく生きよう

現代は不幸感覚の強い時代に入り、未来に希望が持てない人が増えてきている。自己防衛の心は他人との距離を遠くし、不信感が生まれ、孤独や不安が生まれる。昔は今ほど「孤」という字が社会的トピックでなく、「絆」という語を余り叫ばずにすんだ。現在社会は余裕がなく、やさしい心が育たないために、老人や障害者、さらにその家族などまで巻き込まれ、弱い孤独な心を追い詰めているように思います。

最近ある雑誌で星野富広さんの絵ことばに魅いられました。かれは、頸椎損傷で四肢が動かせないという大変な逆境・苦境の中を超えて、研ぎ澄まされた感性から生きていることの意味を得られた、彼の水彩画をみると、木の葉を描いても、虫が食っている葉や、しおれかかっているのとか、完璧な草花だけが描かれているのではない。これらの絵をみると、寛容さと優しさを感じ、安心感に浸れる。星野富広さんの絵や言葉をみれば、できない自分を責めるより、自分なりに頑張ったことを自分で許す勇気が自分自身のためにも必要です。

高齢者うつ病

2014年には高齢化率が25.3%に達し、国民の4人に1人が65歳以上になると予測されている。海外の報告では高齢者におけるうつ病の有病率はおよそ15%であり、今やうつ病は高齢者において一般的な病気の一つであるとさえいわれている。高齢者のうつ病では特徴的な臨床症状がいくつか挙げられ、一見してうつ病と判断しにくい場合がある。つまり、精神運動抑制が軽く、

心気的（実際は病気でないのに全てを病気に関連付ける）で身体愁訴が多く、不安・焦燥が強い。よく喋り、めまい、頭痛、腰痛といった身体各所の疼痛や異和感、さらに排便や排尿に関する執拗な訴えを繰り返す。不安や焦燥が強い場合にはウロウロと廊下を歩き回ったり、じっとしていられず落ち着かない。その他、気分に一致しない被害妄想や迫害妄想が出現することがある。高齢者のうつ病では、“せん妄”と呼ばれる意識障害を伴なったり、うつ病性仮性認知症を呈したりすることも特徴である。高齢者のうつ病では、自殺の頻度が高いことにも注意が必要である。仮性認知症とは、うつ病の経過中に、意欲の低下や精神運動抑制といった症状の結果として認知症のような注意・記憶・判断力の低下を訴える状態を示す。この認知症状態は、うつ病を適切に治療することで、従来の知的水準に回復する。それゆえ、高齢者のうつ病を認知症と誤認する場合があり、認知症症状がみられても、専門医を訪ねてうつ病をスクリーニングすることが重要である。また、高齢者のうつ病の場合には単身生活や高齢の二人暮らしで家事の中心になっているものがうつ病となってしまい、日常生活が立ち行かなくなるケースもある。このような場合には住所地の市区町村の高齢福祉課や地区担当の保健師などと協力して、サポートする必要がある。さらに、日常生活に支障を来たしているような場合には、介護保険を申請させるなどして、ヘルパー派遣などの適切な社会資源の積極的利用も勧められる。

結論

～うつ病にならないために～

自分の持っている性格をいかに出すか。他人から「堅い」といわれる人は、それを個性とまず受け止めることが大切です。個性を消す必要はない。自分を責めず、個性を大切にし、ストレス対処を工夫する。そして、自分の性格に隠れている柔軟性を引き出す。柔軟性を持つ人から学ぶこともあるでしょう。人間一人ひとりが個性を持ち、それぞれの考え方で、責任を伴なう自由を与えられている。不完全な人間が一緒に同時代を生きているのだから、自他の不完全さを受け入れることが大切。できない自分を責めるより、自分なりに頑張ったことを自分で許す勇気、そして人を許す勇気は自分自身のためにも必要です。今までの成功体験、失敗体験、人間関係、考え方など、余りにとらわれすぎて苦しみをうんでいるのなら、ここは決意して、捨てるべきものは捨て、新しい生活に入っていければ、人生は良い方向に修正できるかもしれません。幸せを感じ取る力は積極的な努力がないと維持できないようで、やはり自らの性格をみつめ直すことを考えましょう。

【表1】 SRQ-D (Self Rating Questionnaire For Depression) 自己診断チェックシート東邦大式
軽症うつ病発見の手がかりの一つとして行う簡易テスト

		はい			
	いいえ	ときどき	しばしば	つねに	
	0点	1点	2点	3点	
1 体がだるく疲れやすいですか					
2 騒音が気になりますか					
3 最近気が沈んだり気が重くなることがありますか					
4 音楽を聞いて楽しいですか					
5 朝のうち特に無気力ですか					
6 議論に熱中できますか					
7 くびすじや肩がこつて仕方がないですか					
8 頭痛もちですか					
9 眠れないで朝早く目覚めることができますか					
10 事故や怪我をしやすいですか					
11 食事がすすまず味がないですか					
12 テレビをみて楽しいですか					
13 息がつまって胸苦しくなることがありますか					
14 のどの奥に物がつかえている感じがしますか					
15 自分の人生がつまらなく感じますか					
16 仕事の能率があがらず何をするのもおっくうですか					
17 以前にも現在と似た症状がありましたか					
18 本来は仕事熱心で几帳面ですか					
列個数の計					
総合点					
判定法	総合点数				
	判定内容				
	10点以下	抑うつなし			
	11～15点	境界領域			
	16点以上	抑うつ傾向			

※ 表にある18項目の該当欄に○印を記入する

※ 得点計算は「いいえ」が0点、「ときどき」が1点、「しばしば」が2点、「つねに」が3点とする。

※ 質問2、4、6、8、10、12に関しては加点しない。

※ 判定法の下の該当する箇所に○を!!

【表2】うつ病の症状

精神症状	物事をするのが億劫で早くできない 集中力が落ち、仕事を能率よくできない 人にあいたくない、人と一緒にいたくない 寝ても醒めても同じこと（心配事や悲観的なこと）を考えている
身体症状	眠れない、頭重感、頭痛、めまい 食欲不振、胃部不快感、便秘、口が渴く 肩こり、背中や腰などからだの痛み 息苦しい、動悸 嫌な汗や寝汗 手足のしびれ感 排尿困難 性欲低下、女性では月経不順

●著者経歴紹介

かわ ぶち まさる
川 渕 優

昭和 16 年 10 月 30 日生

医療法人杏林会 高知ハーモニー・ホスピタル院長



- | | |
|------------------|--------------------------|
| 昭和 41 年 3 月 | 九州大学医学部医学科卒業 |
| 昭和 42 年 12 月 | 医師登録 |
| 昭和 57 年 9 月 | 医学博士（九州大学） |
| 平成 4 年 3 月 | 九州大学大学院医学系研究科教授（形態解析学分野） |
| 平成 14 年 10 月 1 日 | 医療法人杏林会 高知ハーモニー・ホスピタル院長 |
| 平成 19 年 4 月 1 日 | 精神科専門医 |
| 平成 20 年 11 月 1 日 | 精神科研修施設指導医 |
| 平成 24 年 6 月 20 日 | 精神保健指定医 |

精神科・神経科医として統合失調症、うつ病、躁うつ病、不安障害、神経症、人格障害などの診断・治療に携わっている。



悲願の初優勝

財務部長 田中 周

平成25年11月2日(土)午前 9:00 ~ 高知市針木運動公園にて恒例のソフトボール大会が開催されました。心配されたお天気も、曇り空で、今にも降りそうな感もありましたが、何とか、終日、雨も降らず、まずはのソフトボール日和でした。土地家屋調査士会A,B, 法務局, 弁護士会, 司法書士会, 行政書士会の6チーム、総勢82名により和気あいあいと試合が行われました。試合は第1コート、第2コートに別れ、各コート総当たりにて順位を決定し、各コートの1位同士が決戦し、優勝、準優勝を決め、2位同士が決戦し、その勝者が3位となるという方式でした。抽選の結果、我が、調査士会A,Bチームと行政書士会が第1コートとなり、これでは “つぶし合い” になってしまふではないか…という多くの声があったものの、これが意外な結果をもたらすこととなります。第2コートでは、常勝の弁護士チームがあり、打倒弁護士チームに燃える、法務局、司法書士チームの、白熱かつ緊迫した試合展開が続いており、冗談の元気なヤジを飛ばしすぎて笑いを取り、会長賞に輝いた芝亮省くんを擁する調査士会Bチームの試合展開とは全く違った雰囲気で、第2コートでは試合が行われていました。一方の第1コートでは、今まで1勝もしたことが無く、目標は1勝することですと語っていた行政書士チーム、笑いの塊り調査士会Bチーム、そして、調査士会Aチームという事ですので、結果として調査士会Aチームが、第1コートで一位となりましたが、もし調査士会Aチームが、第2コートに入っていたら、まず一位にはなれないだろうな…というものが誰しも思う事ではないだろうかと思います。くじ運が良かったのか、まぐれのヒットが続いたのが良かったのかは分かりませんが、何せ、強豪チームが第2コートで “つぶし合い” をしてくれた結果、棚からばた餅の様な悲願の初優勝が我が調査士会にもたらされる事となりました。



さて、お楽しみの懇親会は、場所を替え、午後6:00から、「Maguro Dining 花まぐろ」というところで総勢36名にて、賑やかに行われました。ソフトボール談義、日頃の仕事の話等に花が咲き、日頃交流の無い方ともお話しすることができ、大変、有意義で楽しい懇親会であったのではないかと思います。

個人的には、各士業の方々が同席し、杯を交わすなんていう機会はあまりないのでないのではないかと思いますので、このソフトボール大会の大切さが分かった様な気がします。

来年もまた、財務部として楽しいソフトボール大会のセッティングをしますので、一人でも、より多くの方のご参加をお待ちしております。



○試合結果

3位決定戦	1	2	3	4	5	計
高知県行政書士会	1	0	0	1	0	2
高知弁護士会	0	0	0	0	1	1

5位決定戦	1	2	3	4	5	計
高知県司法書士会	0	0	5	4	3	12
高知県土地家屋調査士会B	2	0	0	0	0	2

優勝決定戦	1	2	3	4	5	計
高知県土地家屋調査士会A	3	0	1	0	5	9
高知地方法務局	1	0	2	0	4	7

○順位

優 勝 高知県土地家屋調査士会 A
 準優勝 高知地方法務局
 第3位 高知県行政書士会
 第4位 高知弁護士会
 第5位 高知県司法書士会
 第6位 高知県土地家屋調査士会 B

MVP賞： 松坂 諭志（高知県土地家屋調査士会 A）
 会長賞： 芝 亮省（高知県土地家屋調査士会 B）
 理事長賞： 石飛 圭啓（高知地方法務局）



試合開始前に抽選でA、B、C、D、E、Fを決定しました。

チーム名	
Aチーム	高知県土地家屋調査士会 A
Bチーム	高知県行政書士会
Cチーム	高知県土地家屋調査士会 B
Dチーム	高知地方法務局
Eチーム	高知県司法書士会
Fチーム	高知弁護士会

○ 試合予定

グラウンド	第1コート		審判	第2コート		審判	開始時刻
第1試合	A	B	C	D	E	F	9:30
第2試合	B	C	A	E	F	D	10:30
第3試合	A	C	B	D	F	E	11:30
第4試合	第1-2位	第2-2位	第1-1位	第1-3位	第2-3位	第2-1位	13:30
第5試合	第1-1位	第2-1位	全体3位				14:30

○試合結果

第1コート 第1試合	1	2	3	4	5	計
高知県土地家屋調査士会A	5	3	0	3	0	11
高知県行政書士会	0	0	2	1	0	3

第2コート 第1試合	1	2	3	4	5	計
高知県司法書士会	1	0	0	6	0	7
高知地方法務局	0	6	4	3		13

第1コート 第2試合	1	2	3	4	5	計
高知県行政書士会	1	1	6	1	2	11
高知県土地家屋調査士会B	0	0	1	1	1	3

第2コート 第2試合	1	2	3	4	5	計
高知弁護士会	2	2	5	4	0	13
高知県司法書士会	0	0	0	2	0	2

第1コート 第3試合	1	2	3	4	5	計
高知県土地家屋調査士会A	9	7	0	2		18
高知県土地家屋調査士会B	1	2	1	5		9

第2コート 第3試合	1	2	3	4	5	計
高知弁護士会	1	0	2	1	4	8
高知地方法務局	0	1	5	0	3	9

―― 行 事 日 程 ――

平成26年1月26日	四国一斉！法務局休日相談所
平成26年1月31日	四国ブロック協議会平成25年度 第3回会長会
1月31日～2月2日	四国ブロック協議会新人研修
平成26年2月 7日～ 9日	第9回土地家屋調査士特別研修（基礎研修）
平成26年2月14日	土佐土業交流新年賀詞交歓会
2月14日～15日	四国ブロックADR研修（高知）
平成26年2月19日	筆特説明会
平成26年3月 6日～ 7日	全国ブロック協議会会長会議
平成25年3月14日～15日	第9回土地家屋調査士特別研修（集合研修）
3月16日	第9回土地家屋調査士特別研修（総合講義）
平成26年3月28日	四国ブロック協議会理事会
平成26年4月 5日	第9回土地家屋調査士特別研修（考查）
平成26年5月24日	定時総会

事・務・局・だ・よ・り

退 会 者

平成25年 3月29日	山 下 治 博	（高知支部）
平成25年 3月29日	市 川 二 郎	（須崎支部）
平成25年 5月21日	有 澤 仙 一	（高知支部）
平成25年 6月28日	依 光 義 清	（高知支部）
平成25年11月26日	山 下 修	（幡多支部）

編集後記

『午年』

新年を迎えるにつき「今年は良い年になりそうだ」、「今年は大変な年になる」等、会員の皆様さまざまな感想をお持ちのことと思います。

2020年東京オリンピック開催決定やアベノミクスにより少しずつ景気回復の兆しが見えてはおりますが、安倍政権がどんなに金融緩和しようが補助金をバラまこうが産業そのものが力を取り戻さない限り、本当の景気回復はないというのも厳然たる事実であります。又、もはや戦後ではなく戦前ともいえる東アジア情勢や原発問題、東南海地震等々…。

今年の干支は「午」。そんな干支はもともと天文学や農業などで数字を数えるためのものであり民に浸透しやすくするために動物に当てはめられて考えられるようになったそうです。そして今年の干支「午」には「馬」の字があてがわれるようになりました。

午年は幸運が駆け込んでくる非常に縁起の良い年だといいます。ですから今年は「うま」くいくなどとは思いませんが、人間万事塞翁が「馬」と申します。人生における幸不幸は予測しがたい。幸福が不幸に不幸が幸福にいつ転じるかわからないのだから安易に喜んだり悲しんだりする事なく地に足を付けて一年を過ごせたらいいですね。

日々の業務に大変お忙しい中、会報発行にあたりたくさんの皆様にご協力を頂き本当に有難うございました。厚く御礼を申し上げます。

広報部の皆様、色々といたらず申し訳ありませんでした。又部長のおごりで一杯やりたいですね（笑）。

広報部 下村貴之



表紙写真の説明

桜とアンパンマン列車を以前より撮影したいと思っていましたロケハンに出かけました。
なかなか自分のイメージに合った場所が見つからず車を移動していました。
諦めかけていたときに1本の山桜を発見。車を停めてしばらく桜に向かって山へ入る。
期待と不安でドキドキしながら歩く。息はあらいが足取りは軽い。期待が勝っている。
やっとのこととてどり着いた。山桜が私の心を癒してくれる。期待通りだ。
列車が来るのを待つこと数分、列車と山桜の構図を確認。バッチリだ。
山桜は八部咲き。2日後に来ることにした。
あとは、アンパンマン列車の時刻と光線状態が大事だ。
時刻と天気予報を確認し2日後に現地へ。やった一桜満開だー。
普通列車が来るたびに構図を修正しながらシャッターを切る。列車に迫力がない。時間が
ない。焦りながら構図修正していると列車の音。普通列車の音と明らかに違う。もう時間が
ない。列車の音が聞こえて3~5秒でアンパンマンの顔が見えてきた。あきらかにスピードが
違う。必死でシャッターを切る。あとは覚えていない。

この写真は、以前に年賀状に使ったのですが、アンパンマンの作者である やなせたかし
先生が残念ながら昨年亡くなられましたのであえて表紙に採用させてもらいました。
やなせたかし先生のご冥福をお祈りいたします。
アンパンマンは永遠です！

撮影：小川龍明

高知県土地家屋調査士会会報 NO.47

会報委員	発行所	高知市越前町2丁目7番11号
委員長 小田 誠司	高知県土地家屋調査士会	
委員 岡林 友紀・下村 貴之	TEL (088) 825-3132	
松坂 諭志・橋 秀明	FAX (088) 873-3018	
発行人 谷相 恒行	印刷所	川北印刷株式会社
編集責任者 田邊 満夫		南国市大塙甲1725-10
		TEL (088) 863-3151

高知県土地家屋調査士会も
高知家の家族
です。



土地家屋調査士キャラクター 地識くん



高知県土地家屋調査士会